

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出<u>等</u>における留意点について
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）については、本年二月十日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は左記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。 記 第一 届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表（以下「施設サービス単位数表」という。）、厚生労働大臣が定め	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）については、本年二月十日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は左記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。 記 第一 届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表（以下「施設サービス単位数表」という。）、厚生労働大臣が定め

る特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号。以下「特定診療費単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号。以下「特別療養費単位数表」という。）、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、

- ① 事前に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないことが告示上明記されている事項
- ② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、
 - ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する
 - ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する
 - ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う

上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、（別紙１）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」（以下「体制状況一覧表」という。）、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、（別紙１―２）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）」（以下「体制状況一覧表」という。）、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙１―３）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」（以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。

第二 （別紙２）「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定（許可）申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。

る特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号。以下「特定診療費単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号。以下「特別療養費単位数表」という。）、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、

- ① 事前に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないことが告示上明記されている事項
- ② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、
 - ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する
 - ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する
 - ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う

上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、（別紙１）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」（以下「体制状況一覧表」という。）、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、（別紙１―２）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）」（以下「体制状況一覧表」という。）、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙１―３）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」（以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。

第二 （別紙２）「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定（許可）申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。

④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。 ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。 ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別（１新規・２変更・３終了）について記載させること。 ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。 ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。 第三 （別紙３）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（基準該当事業者用）」の記載要領について ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。 ② 「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率（〇〇〇％）で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「一〇〇％」と記載させ、全国共通の介護報酬額より五％減じる場合は、「九五％」と記載させることになる。 なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、（別紙４）「基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。 ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。 第四 （別紙３－２）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（介護予防支援事業者用）」の記載要領について ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させ	④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。 ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。 ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別（１新規・２変更・３終了）について記載させること。 ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。 ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。 第三 （別紙３）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（基準該当事業者用）」の記載要領について ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。 ② 「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率（〇〇〇％）で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「一〇〇％」と記載させ、全国共通の介護報酬額より五％減じる場合は、「九五％」と記載させることになる。 なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、（別紙４）「基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。 ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。 第四 （別紙３－２）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（介護予防支援事業者用）」の記載要領について ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させ
--	--

ること。

- ② 「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別（１有・２無）について記載する。
- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。

第五 体制状況一覧表の記載要領について

１ 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第九十四号）第二号に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。
- なお、同号第三号に該当する場合は、「五級地の２」と、同号第四号に該当する場合は、「六級地の２」と記載させること。

- ② 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙５）「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は（別紙５－２）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

ること。

- ② 「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別（１有・２無）について記載する。
- ③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。

第五 体制状況一覧表の記載要領について

１ 各サービス共通事項

- ① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）第二号に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。
- （削除）

- ② 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙５）「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は（別紙５－２）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等

- ③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる（別紙6）「平面図」を添付させること。
- ④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙7）「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。
- ⑤ 訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

2 訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ③ 「日中の身体介護二〇分未満体制」については、厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号。以下「九十六号告示」という。）第一号に該当する場合に、「あり」と記載させ、（別紙15）「日中の身体介護二〇分未満体制に係る届出書」を添付させること。

を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

- ③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる（別紙6）「平面図」を添付させること。
- ④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙7）「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。
- ⑤ 訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

2 訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ③ 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」については、厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号。以下「大臣基準告示」という。）第一号ロ(1)に該当する場合は「定期巡回の指定を受けている」と、同号ロ(2)に該当する場合は「定期巡回の整備計画がある」と、いずれにも該当しない場合は「定期巡回の指定を受けていない」と記載させ、（別紙15）「定期巡回・随時対応サービスに関する」

④ 「サービス提供責任者体制の減算」については、厚生労働大臣が定める利用者等（平成二十四年厚生労働省告示第九十五号。以下「九十五号告示」という。）第二号に該当するサービス提供責任者を配置する場合に、「あり」と記載させること。ただし、九十六号告示第二号に該当する場合は、「なし」と記載させ、（別紙 16）「サービス提供責任者体制届出書」を添付させること。

⑤ 「同一建物に居住する利用者の減算」については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号。以下「九十七号告示」という。）第一号に該当する場合には、「あり」と記載させること。

⑥ 「特定事業所加算」については、九十六号告示第三号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。なお、（別紙 10）「特定事業所加算に係る届出書（訪問介護事業所）」を添付させること。

⑦ 「中山間地域における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

⑧ 「介護職員処遇改善加算」については、九十六号告示第四号イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。

3 訪問入浴介護

① 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第四号に該当

状況等に係る届出書」を添付させること。

④ 「サービス提供責任者体制の減算」については、厚生労働大臣が定める利用者等（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号。以下「利用者等告示」という。）第二号に該当するサービス提供責任者を配置する場合に、「あり」と記載させること。ただし、大臣基準告示第二号に該当する場合は、「なし」と記載させ、（別紙 16）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」を添付させること。
(削除)

⑤ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第三号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」と記載させること。なお、（別紙 10）「特定事業所加算に係る届出書（訪問介護事業所）」を添付させること。

⑥ 「中山間地域における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

また、「規模に関する状況」については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号。以下「施設基準」という。）第一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については、大臣基準告示第四号イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」と記載させること。

3 訪問入浴介護

(削除)

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第二号に該当する

する場合に、「該当」と記載させること。

④ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

4 訪問看護

① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第六十条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問看護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と、九十七号告示第五号に該当する場合は「定期巡回・随時対応サービス連携」とそれぞれ記載させること。

また、「定期巡回・随時対応サービス連携」については、(別紙 14)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護事業所連携に係る届出書」を添付させること。

② 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

③ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

④ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、(別紙 8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。
(新設)

⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第七号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—2)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

5 訪問リハビリテーション

① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。

② 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様で

場合に、「該当」と記載させること。

③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

4 訪問看護

① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第六十条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問看護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と、施設基準第三号に該当する場合は「定期巡回・随時対応サービス連携」とそれぞれ記載させること。

また、「定期巡回・随時対応サービス連携」については、(別紙 14)「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」を添付させること。

(削除)

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

③ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、(別紙 8—1)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

④ 「看護体制強化加算」については、(別紙 8—2)「看護体制強化加算に係る届出書(訪問看護事業所)」を添付させること。

⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第四号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—2)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

5 訪問リハビリテーション

① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。

(削除)

あるので、2⑤を準用されたい。

- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—3)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

(新設)

(新設)

(新設)

6 通所介護

- ① 「施設等の区分」については、九十七号告示第九号イに該当する場合は「小規模型事業所」と、同号ロに該当する場合は「通常規模型事業所」と、同号ハに該当する場合は「大規模型事業所(Ⅰ)」と、同号ニに該当する場合は「大規模型事業所(Ⅱ)」と、同号ホに該当する場合は「療養通所介護事業所」と、それぞれ記載させること。

- ② 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。

(新設)

- ③ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位(指定居宅サービス基準第九十三条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。

なお、個別機能訓練体制を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。

(新設)

- ② 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—3)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

- ③ 「短期集中リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注4に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ④ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、居宅サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。

- ⑤ 「社会参加支援加算」については、居宅サービス単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。また、(別紙17)「社会参加支援加算に係る届出」を添付させること。

6 通所介護

- ① 「施設等の区分」については、施設基準第五号イに該当する場合は「小規模型事業所」と、同号ロに該当する場合は「通常規模型事業所」と、同号ハに該当する場合は「大規模型事業所(Ⅰ)」と、同号ニに該当する場合は「大規模型事業所(Ⅱ)」と、同号ホに該当する場合は「療養通所介護事業所」と、それぞれ記載させること。

- ② 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。

- ③ 「中重度者ケア体制加算」については、大臣基準告示第十五号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

- ④ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位(指定居宅サービス基準第九十三条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。

なお、個別機能訓練体制を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。

- ⑤ 「認知症加算」については、大臣基準告示第十七号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

- ④ 「入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注(10)に該当する場合に「あり」と記載させること。
- (新設)

(新設)

- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第九十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、九十六号告示第十二号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—4)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、⑧を準用されたい。

7 通所リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、病院または診療所である指定通所リハビリテーション事業所であって九十七号告示第十号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所(病院・診療所)」、同号ロに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所)」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所)」と、介護老人保健施設である指定通所リハビリテーション事業所であって同号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所(介護老人保健施設)」、同号ロに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設)」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)」と、それぞれ記載させること。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6②を準用されたい。

- ⑥ 「入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。
- ⑦ 「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「個別送迎体制強化加算」については、居宅サービス単位数表注13号に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑩ 「入浴介助体制強化加算」については、居宅サービス単位数表注14号に該当する場合に「あり」と記載させ、浴室部分の状況が分かる「平面図」を添付させること。

- ⑪ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第九十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑫ 「若年性認知症利用者受入加算」については、大臣基準告示第十八号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑬ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—4)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、⑦を準用されたい。

7 通所リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、病院または診療所である指定通所リハビリテーション事業所であって施設基準第六号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所(病院・診療所)」、同号ロに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所)」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所)」と、介護老人保健施設である指定通所リハビリテーション事業所であって同号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所(介護老人保健施設)」、同号ロに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設)」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)」と、それぞれ記載させること。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6②を準用されたい。

③ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6④を準用されたい。 ④ 「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注<u>15</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注<u>16</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百十一条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。 なお、職員の欠員とは、指定通所リハビリテーションの単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑦ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、九十七号告示第十一号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。 ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—5)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 8 福祉用具貸与	③ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。 ④ 「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注<u>12</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注<u>13</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百十一条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。 なお、職員の欠員とは、指定通所リハビリテーションの単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 (削除) ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。 ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—5)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。 ⑩ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5④を準用されたい。 ⑪ 「短期集中個別リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑫ 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。 ⑬ 「生活行為向上リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑭ 「中重度者ケア体制加算」については、居宅サービス単位数表注16に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑮ 「社会参加支援加算」については、居宅サービス単位数表二に該当する場合に「あり」と記載させること。また、(別紙18)「社会参加支援加算に係る届出」を添付させること。 8 福祉用具貸与
---	--

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二十七号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

9 短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、九十七号告示第十四号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

③ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
(新設)

④ 「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下「夜勤職員基準」という。）第一号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

⑤ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「二十七号告示」という。）第三号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第二十五号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

9 短期入所生活介護

① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、施設基準第十一号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

③ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「個別機能訓練体制」については、大臣基準告示第三十六号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑤ 「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下「夜勤職員基準」という。）第一号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

⑥ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。

⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「二十七号告示」という。）第三号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員

数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。

⑦ 「緊急短期入所体制確保加算」及び「看護体制加算」については、(別紙 9—2)「緊急短期入所体制確保加算及び看護体制加算に係る届出書」を添付させること。

⑧ 「夜勤職員配置加算」については、九十七号告示第十五号に該当する場合は、「あり」と記載させること。

⑨ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6 ⑧を準用されたい。

⑩ 「療養食加算」については、九十六号告示第十九号に該当する場合は「あり」と記載させること。

⑪ 「サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)」及び「サービス提供体制強化加算(空床型)」については、(別紙12—6)「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書」を添付させること。

なお、届出の際は、「サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)」と「サービス提供体制強化加算(空床型)」についてそれぞれ、記載させること。

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 ⑧を準用されたい。

⑬ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで及び⑥から⑫については内容が重複するので、届出は不要とすること。

介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

10 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表 9 イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」

数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。

⑧ 「看護体制加算」については、(別紙 9—2)「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。

⑨ 「夜勤職員配置加算」については、夜勤職員基準第一号ハに該当する場合は、「あり」と記載させること。

⑩ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6 ⑫を準用されたい。

⑪ 「療養食加算」については、大臣基準告示第三十五号に該当する場合は「あり」と記載させること。

⑫ 「サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)」及び「サービス提供体制強化加算(空床型)」については、(別紙12—6)「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書」を添付させること。

なお、届出の際は、「サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)」と「サービス提供体制強化加算(空床型)」についてそれぞれ、記載させること。

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 ⑦を準用されたい。

⑭ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②、③、⑤及び⑦から⑬については内容が重複するので、届出は不要とすること。

介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

10 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表 9 イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」

と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。

- ② 「人員配置区分」については、「介護老人保健施設(Ⅰ)」の場合は、九十七号告示第十七号イ(1)又はロ(1)に該当する場合は「従来型」、同号イ(2)又はロ(2)に該当する場合「在宅強化型」と記載させ、(別紙13)「介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。また、「介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「介護老人保健施設(Ⅲ)」の場合、同号イ(3)若しくは(5)又はロ(3)若しくは(5)に該当する場合は「療養型」、同号イ(4)若しくは(6)又はロ(4)若しくは(6)に該当する場合は「療養強化型」と記載させ、(別紙13—2)「介護老人保健施設(療養型又は療養強化型)基本施設サービス費に係る届出」を添付させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「リハビリテーション機能強化」については、居宅サービス単位数表注4に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「認知症ケア加算」については、居宅サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑦ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第一百四十二条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑨ 「特別療養費加算項目」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。)第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する

と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。

- ② 「人員配置区分」については、「介護老人保健施設(Ⅰ)」の場合は、施設基準第十四号イ(1)又はロ(1)に該当する場合は「従来型」、同号イ(2)又はロ(2)に該当する場合「在宅強化型」と記載させ、(別紙13)「介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。また、「介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「介護老人保健施設(Ⅲ)」の場合、同号イ(3)若しくは(5)又はロ(3)若しくは(5)に該当する場合は「療養型」、同号イ(4)若しくは(6)又はロ(4)若しくは(6)に該当する場合は「療養強化型」と記載させ、(別紙13—2)「介護老人保健施設(療養型又は療養強化型)の基本施設サービス費に係る届出」を添付させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
(削除)
- ④ 「認知症ケア加算」については、居宅サービス単位数表注6に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑥ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第一百四十二条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑧ 「特別療養費加算項目」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。)第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する

診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑪ 「療養体制維持特別加算」については、居宅サービス単位数表注(17)に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑫ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑧を準用されたい。

⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑭ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑮ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—7)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑰ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③、⑤及び⑥並びに⑧から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

11 短期入所療養介護（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定す

診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑩ 「療養体制維持特別加算」については、居宅サービス単位数表注16に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑪ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。

⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。

⑬ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。

⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—7)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑯ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③、④及び⑤並びに⑦から⑭までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

11 短期入所療養介護（病院療養型）

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定す

る場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、九十七号告示第十七号ニ(1)から(3)まで又は同号ホ(1)及び(2)のいずれか該当するものを記載させること。

- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、九十七号告示第二十一号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第四十九条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号ロ(一)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(3)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(3)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(3)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、同号ロ(3)(四)に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

る場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、「病院療養型」の場合は、施設基準第十四号ニ(1)に該当する場合は「Ⅰ型（療養機能強化型以外）」と、同号ニ(2)に該当する場合は「Ⅰ型（療養機能強化型A）」と、同号ニ(3)に該当する場合は「Ⅰ型（療養機能強化型B）」と、同号ニ(4)に該当する場合は「Ⅱ型（療養機能強化型以外）」と、同号ニ(5)に該当する場合は「Ⅱ型（療養機能強化型）」と、同号ニ(6)に該当する場合は「Ⅲ型」と記載させ、「ユニット型病院療養型」の場合は、同号ヘ(1)に該当する場合は「療養機能強化型以外」と、同号ヘ(2)に該当する場合は「療養機能強化型A」と、同号ヘ(3)に該当する場合は「療養機能強化型B」と記載させ、(別紙13—3)「介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出」を添付させること。

- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、施設基準第十九号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第四十九条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号ロ(一)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(3)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(3)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(3)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、同号ロ(3)(四)に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の六割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分（病院療養型の場合は「Ⅲ」）を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であっても、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生労働大臣が定める地域～

人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員（看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が二割未満の場合を含む。）については、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

- ⑩ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」と、第九号に該当する場合は「集団コミュニケーション療法」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

- ⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の六割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分（病院療養型の場合は「Ⅲ」）を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であっても、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生労働大臣が定める地域～

人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員（看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が二割未満の場合を含む。）については、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

- ⑩ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」と、第九号に該当する場合は「集団コミュニケーション療法」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

- ⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設

基準第七号イに該当する場合は「理学療法Ⅰ」を、同号ロに該当する場合は「作業療法」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第十号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

- ⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑬ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑯ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦まで、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

12 短期入所療養介護（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、九十七号告示第十七号チ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。

- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるの

基準第七号イに該当する場合は「理学療法Ⅰ」を、同号ロに該当する場合は「作業療法」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第十号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

- ⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑬ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑯ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦まで、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

12 短期入所療養介護（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表9ハ(1)に該当する場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、「診療所型」の場合は、施設基準第十四号チ(1)に該当する場合は「Ⅰ型（療養機能強化型以外）」と、同号チ(2)に該当する場合は「Ⅰ型（療養機能強化型A）」と、同号チ(3)に該当する場合は「Ⅰ型（療養機能強化型B）」と、同号チ(4)に該当する場合は「Ⅱ型」と記載させ、「ユニット型診療所型」の場合は、同号リ(1)に該当する場合は「療養機能強化型以外」と、同号リ(2)に該当する場合は「療養機能強化型A」と、同号リ(3)に該当する場合は「療養機能強化型B」と記載させ、（別紙13—3）「介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出」を添付させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるの

で、9②を準用されたい。

- ④ 「設備基準」については、九十七号告示第二十二号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑬を準用されたい。
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑫ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

13 短期入所療養介護（認知症疾患型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合に

で、9②を準用されたい。

- ④ 「設備基準」については、施設基準第二十号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。
- ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑫ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

13 短期入所療養介護（認知症疾患型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合に

は、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、九十七号告示第十七号ル(1)から(5)までのいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑨を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第十号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。
- ⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑬を準用されたい。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑪ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

14 特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、各々について「介護専用型」と「混合型」とを区別して記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準第百九十二条の二に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百七十五条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。

は、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、施設基準第十四号ル(1)から(5)までのいずれか該当するものを記載させること。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第十号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。
- ⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑪ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

14 特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、各々について「介護専用型」と「混合型」とを区別して記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準第百九十二条の二に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。
(削除)
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百七十五条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。

(新設)

⑤ 「夜間看護体制」については、(別紙 9)「夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑥ 「看取り介護加算」については、居宅サービス単位数表10注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

(新設)

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

15 特定施設入居者生活介護（短期利用型）

① 特定施設入居者生活介護（短期利用型）については、九十七号告示第二十五号に該当する場合に記載させること。

② 「施設等の区分」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)①を準用されたい。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)④を準用されたい。

④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)⑤を準用されたい。

(新設)

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑥ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

16 居宅介護支援

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準

④ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注 4 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑤ 「夜間看護体制」については、居宅サービス単位表注 5に該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は(別紙 9)「夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑥ 「看取り介護加算」については、居宅サービス単位数表三に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑦ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第四十二号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。なお、平成 27 年 9 月 30 日までの間にあっては、必要な研修の受講を申し込んでいる者がいる場合にあっては、受講申込書の写しを添付させること。

⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、居宅サービス単位表へに該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は(別紙 12—14)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

15 特定施設入居者生活介護（短期利用型）

① 特定施設入居者生活介護（短期利用型）については、施設基準第二十二号に該当する場合に記載させること。

② 「施設等の区分」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、14①を準用されたい。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14③を準用されたい。

④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑤を準用されたい。

⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑧を準用されたい。

⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑦ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

16 居宅介護支援

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準

用されたい。

- ② 「特定事業所加算」については、九十六号告示第五十八号のイに該当する場合は、「加算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算型Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙10—2)「特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。

- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第四十七号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

17 介護老人福祉施設

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、九十七号告示第四十八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、九十七号告示第四十八号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

- ③ 「準ユニットケア体制」については、九十七号告示第五十三号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

- ④ 「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑤ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注(11)に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑥ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注(12)に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第五号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

- ⑧ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注(13)

用されたい。

- ② 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第八十四号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。なお、(別紙10—2)「特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。

- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第四十六号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

17 介護福祉施設サービス

- ① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、施設基準第四十七号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、施設基準第四十七号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

- ③ 「準ユニットケア体制」については、施設基準第五十二号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

- ④ 「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑤ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑥ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第五号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

- ⑧ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注13に該

に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十二号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑩ 「栄養マネジメント体制」については、二十七号告示第十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙11)「栄養マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑪ 「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第六十号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑫ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表ルに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑬ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表ワに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑭ 「日常生活継続支援加算」については、九十七号告示第五十一号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑮ 「看護体制加算」については、(別紙9—3)「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。

- ⑯ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑧を準用されたい。
- ⑰ 「若年性認知症入所者受入加算」については、九十六号告示第四十二号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑱ 「認知症専門ケア加算」については、九十六号告示第三十七号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。
- ⑲ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑳ 「看取り介護体制」については、(別紙9—4)「看取り看護体制に係る届出書」を添付させること。
- (21) 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- (22) 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

18 介護老人保健施設

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人

当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十二号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑩ 「栄養マネジメント体制」については、二十七号告示第十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙11)「栄養マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑪ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第八十六号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑫ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表ルに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑬ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表ワに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑭ 「日常生活継続支援加算」については、施設基準第五十号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑮ 「看護体制加算」については、施設基準第五十一号イ又はロに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ハ又はニに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙9—3)「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。

- ⑯ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。
- ⑰ 「若年性認知症入所者受入加算」については、大臣基準告示第六十四号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑱ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第四十二号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。
- ⑲ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑳ 「看取り介護体制」については、(別紙9—4)「看取り看護体制に係る届出書」を添付させること。
- (21) 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑫を準用されたい。
- (22) 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

18 介護老人保健施設

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人

保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表2イ(1)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表2ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅰ)」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅱ)」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。

- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、(10)②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「認知症ケア加算」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、(10)⑤を準用されたい。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、(10)⑥を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設基準に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑩を準用すること。
- ⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第六十三号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、(10)⑨を準用されたい。
- ⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第七号に該当する場合は「リハビリテーション指導管理」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。
- ⑪ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同

保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表2イ(1)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設(Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表2ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅰ)」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅱ)」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設(Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。

- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「認知症ケア加算」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10④を準用されたい。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設基準に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。
- ⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第八十九号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑧を準用されたい。
- ⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第七号に該当する場合は「リハビリテーション指導管理」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。
- ⑪ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同

様であるので、17⑩を準用すること。

- ⑫ 「療養食加算」短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑬ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑧を準用されたい。
- ⑭ 「ターミナルケア体制」については、九五号告示第五十七号に該当する場合は、「あり」と記載させること。
- ⑮ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑮を準用すること。
- ⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。
- ⑰ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。
- ⑱ 「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、（別紙 13）「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。
- ⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表 3 イ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表 3 イ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整

様であるので、17⑩を準用すること。

- ⑫ 「療養食加算」短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑬ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。
- ⑭ 「ターミナルケア体制」については、利用者等告示第六十五号に該当する場合は、「あり」と記載させること。
- ⑮ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑮を準用すること。
- ⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑰ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑩を準用されたい。
- ⑱ 「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、（別紙 13）「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。
- ⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表 3 イ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表 3 イ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表 3 イ(3)に該当する場合は

備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑨ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑪ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。
- ⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑬ 「若年性認知症患者受入加算」については、九十六号告示第七十号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑭ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑬を準用すること。
- ⑮ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特定診療費に係る施設基準等第十号に該当する場合に「あり」と記載させること。

「ユニット型病院療養型」と、同項イ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。
- ⑨ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑪ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。
- ⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑬ 「若年性認知症患者受入加算」については、大臣基準告示第九十六号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑭ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑬を準用すること。

- ⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。
- ⑰ 「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第六十九号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、⑧を準用されたい。

20 介護療養型医療施設（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、(12)②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、⑨②を準用されたい。
- ④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、(12)④を準用されたい。
- ⑤ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑩を準用されたい。
- ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑪を準用されたい。
- ⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑩を準用すること。
- ⑧ 「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、⑨⑩を準用されたい。
- ⑨ 「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、(19)⑬を準用されたい。
- ⑩ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。

- ⑮ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特定診療費に係る施設基準等第十号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑰ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第九十五号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、⑦を準用されたい。

20 介護療養型医療施設（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表3ロ(1)に該当する場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、⑨②を準用されたい。
- ④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。
- ⑤ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。
- ⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、⑨⑪を準用されたい。
- ⑨ 「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑬を準用されたい。
- ⑩ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。
- ⑪ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑮を準用されたい。

⑪ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、<u>19</u>⑮を準用されたい。 ⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、<u>10</u>⑮を準用されたい。 ⑬ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、<u>19</u>⑰を準用されたい。 ⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2</u>⑧を準用されたい。 21 介護療養型医療施設（認知症疾患型） ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。 また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、<u>13</u>③を準用されたい。 ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、<u>9</u>②を準用されたい。 ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11</u>⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、<u>19</u>⑧を準用されたい。 ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、<u>13</u>⑦を準用されたい。 ⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であ	⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、<u>10</u>⑮を準用されたい。 ⑬ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、<u>19</u>⑰を準用されたい。 ⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2</u>⑦を準用されたい。 21 介護療養型医療施設（認知症疾患型） ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。 また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、<u>13</u>③を準用されたい。 ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、<u>9</u>②を準用されたい。 ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、<u>11</u>⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、<u>19</u>⑧を準用されたい。 ⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、<u>13</u>⑦を準用されたい。 ⑦ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であ
---	--

るので、17⑩を準用すること。

⑧ 「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑨ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑮を準用されたい。

⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑪ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、19⑰を準用されたい。

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

22 介護予防訪問介護

① 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2①を準用されたい。

③ 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、2④を準用されたい。

④ 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第七十号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

23 介護予防訪問入浴介護

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

② 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第七十二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

るので、17⑩を準用すること。

⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。

⑨ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑮を準用されたい。

⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。

⑪ 「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、19⑰を準用されたい。

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

22 介護予防訪問介護

（削除）

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

② 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、2④を準用されたい。

（削除）

③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第六十八号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

23 介護予防訪問入浴介護

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

（削除）

② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第六十九号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

④ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3④を準用されたい。 ⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。 24 介護予防訪問看護 ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。 ② 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。 ③ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 ④ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、（別紙8）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 （新設） ⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、<u>九十七号告示第七十四号</u>に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問看護と同様であるので、4⑤を準用されたい。 ⑦ 一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 25 介護予防訪問リハビリテーション ① 「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5を準用されたい。 ② 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。 ③ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5③を準用されたい。	③ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3③を準用されたい。 ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。 24 介護予防訪問看護 ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。 （削除） ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。 ③ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、（別紙8－1）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 ④ 「看護体制強化加算」については、（別紙8－2）「看護体制強化加算に係る届出書（訪問看護事業所）」を添付させること。 ⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、<u>施設基準第七十号</u>に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問看護と同様であるので、4⑥を準用されたい。 ⑦ 一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 25 介護予防訪問リハビリテーション ① 「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5①を準用されたい。 （削除） ② 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5②を準用されたい。
--	--

26 介護予防通所介護

- ① 「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表へに規定する加算について、介護予防通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第九十七条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、6⑨を準用されたい。
- ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑩ 一体的に運営されている「通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。
(新設)

27 介護予防通所リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。
- ② 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表

26 介護予防通所介護

- ① 「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表へに規定する加算について、介護予防通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第九十七条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑩を準用されたい。
- ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、6⑪を準用されたい。
- ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑩ 一体的に運営されている「通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。
- ⑪ 「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表へに該当する場合に「あり」と記載させること。

27 介護予防通所リハビリテーション

- ① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。
- ② 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表

ハに該当する場合に「あり」と記載させること。

- ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに規定する加算について、介護予防通所リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第百十七条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごと一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、通所リハビリテーションと同様であるので、7⑨を準用されたい。
- ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑩ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

(新設)

28 介護予防福祉用具貸与

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第八十八号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

29 介護予防短期入所生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業

ハに該当する場合に「あり」と記載させること。

- ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ヘに規定する加算について、介護予防通所リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第百十七条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごと一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、通所リハビリテーションと同様であるので、7⑧を準用されたい。
- ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑩ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

- ⑪ 「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。

28 介護予防福祉用具貸与

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、施設基準第八十三号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

29 介護予防短期入所生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業

所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

- ② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
(新設)

④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第八号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。

⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十七号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定介護予防サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定介護予防サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。

⑦ 「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑪ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで及び⑥から⑨については内容が重複するので、届出は不要とすること。

また、介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした

所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

② 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。

③ 「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「個別機能訓練体制」については、大臣基準告示第百十五号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第八号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

⑥ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。

⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十七号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定介護予防サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定介護予防サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。

⑧ 「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。

⑨ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。

⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑫を準用されたい。

⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑫ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②、③、⑤及び⑦から⑩については内容が重複するので、届出は不要とすること。

また、介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした

場合で、介護予防短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

- ⑫ 一体的に運営がされている「短期入所生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

30 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9 イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9 イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「リハビリテーション機能強化」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注 4に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第九号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑥ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十五条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑧ 「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護（介護老人保

場合で、介護予防短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

- ⑬ 一体的に運営がされている「短期入所生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

30 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9 イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9 イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
(削除)
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第九号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十五条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑦ 「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護（介護老人保

健施設型)と同様であるので、(10)⑨を準用されたい。

⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、(10)⑩を準用されたい。

⑩ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、(10)⑪を準用されたい。

⑪ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑧を準用されたい。

⑫ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。

⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。

⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑯ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②、④及び⑤並びに⑦から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑰ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護(介護老人保健施設型)」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

31 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整

健施設型)と同様であるので、10⑧を準用されたい。

⑧ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑨を準用されたい。

⑨ 「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑩を準用されたい。

⑩ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。

⑪ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。

⑫ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。

⑬ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10⑭を準用されたい。

⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑮ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③及び④並びに⑥から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑯ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護(介護老人保健施設型)」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

31 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整

備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑩ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑫ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑯ 「介護療養型医療施設」の「病院療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑭については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑰ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（病院療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等

備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。
- ⑦ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。
- ⑧ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。
- ⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑩ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑪ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑫ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑬ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑯ 「介護療養型医療施設」の「病院療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑭については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑰ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（病院療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等

の添付は不要とすること。

32 介護予防短期入所療養介護（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑮を準用されたい。
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑫ 「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑩については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑬ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（診療所療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

33 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）

の添付は不要とすること。

32 介護予防短期入所療養介護（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。
- ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。
- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑩を準用されたい。
- ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑫ 「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑩については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑬ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（診療所療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

33 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表 9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。
- また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。
- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、(13)③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑨を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、(13)⑦を準用されたい。
- ⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑬を準用されたい。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑪ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表 9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。
- また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。
- ③ 「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13③を準用されたい。
- ④ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑥を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。
- ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13⑦を準用されたい。
- ⑧ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑪ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑫ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（認知症疾患型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 34 介護予防特定施設入居者生活介護 ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と記載させること。 ② 「人員配置区分」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>(14)②</u>を準用されたい。 ③ 「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>(14)③</u>を準用されたい。 ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>(14)④</u>を準用されたい。 (新設) (新設) (新設) ⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>⑧</u>を準用されたい。 ⑥ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容が重複する別紙等の添付は不要とすること。 35 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四十一に規定する連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を実施する場合は「連携型」と記載させ、それ以外の場合は「一体型」と記載させること。なお、一の事業所でいずれの事業も実施する場合は、「一体型」と「連携型」の全てを記載させること。 ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2②</u>を準用されたい。 ③ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体	⑫ 一体的に運営がされている「短期入所療養介護（認知症疾患型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 34 介護予防特定施設入居者生活介護 ① 「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と記載させること。 ② 「人員配置区分」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14②</u>を準用されたい。 (削除) ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14③</u>を準用されたい。 ④ 「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14④</u>を準用されたい。 ⑤ 「認知症専門ケア加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14⑦</u>を準用されたい。 ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14⑧</u>を準用されたい。 ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>⑦</u>を準用されたい。 ⑧ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容が重複する別紙等の添付は不要とすること。 35 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四十一に規定する連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を実施する場合は「連携型」と記載させ、それ以外の場合は「一体型」と記載させること。なお、一の事業所でいずれの事業も実施する場合は、「一体型」と「連携型」の全てを記載させること。 ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2②</u>を準用されたい。 ③ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体
--	---

制」については、(別紙8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

- ④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二十八号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
(新設)

- ⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—12)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

- ⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

36 夜間対応型訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、九十七号告示第二十九号イに該当する場合は「Ⅰ型」と、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。

- ② 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

- ③ 「二四時間通報対応加算」については、九十六号告示第三十号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

- ④ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—8)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

- ⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

37 認知症対応型通所介護

- ① 「施設等の区分」については、九十七号告示第三十一号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用型」と記載させること。

- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6②を準用されたい。

- ③ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位(指定地域密着型サービス基準第四十二条に規定する指定認知症対応型通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、配置の状況を指定認知症対応型通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定認知症対応型通所介護の単位を実施している事業所において、一方

制」については、(別紙8—1)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

- ④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第二十六号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

- ⑤ 「総合マネジメント体制強化加算」については、大臣基準告示第四十六号に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—12)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

36 夜間対応型訪問介護

- ① 「施設等の区分」については、施設基準第二十七号イに該当する場合は「Ⅰ型」と、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。
(削除)

- ② 「二四時間通報対応加算」については、大臣基準告示第四十九号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—8)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

37 認知症対応型通所介護

- ① 「施設等の区分」については、施設基準第二十八号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用型」と記載させること。

- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6②を準用されたい。

- ③ 「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位(指定地域密着型サービス基準第四十二条に規定する指定認知症対応型通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、配置の状況を指定認知症対応型通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定認知症対応型通所介護の単位を実施している事業所において、一方

の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。

- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6④を準用されたい。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型サービス基準第四十二条、グループホーム等活用型においては、第四十五条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12—9）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

38 小規模多機能型居宅介護

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に該当する場合は、「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」と記載し、それ以外の場合は「小規模多機能型居宅介護事業所」と記載させること。
- ② 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- ④ 「看護職員配置加算」については、九十七号告示第三十三号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。

- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型サービス基準第四十二条、グループホーム等活用型においては、第四十五条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12—9）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

38 小規模多機能型居宅介護

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に該当する場合は、「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」と記載し、それ以外の場合は「小規模多機能型居宅介護事業所」と記載させること。
(削除)
- ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- ③ 「看護職員配置加算」については、施設基準第二十九号イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当

(新設) (新設) (新設) ⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—10)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。 (新設)	する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。 ④ 「看取り連携体制加算」については、<u>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4のへに該当する場合に「あり」と記載させること。</u> ⑤ 「訪問体制強化加算」については、<u>大臣基準告示第五十五号に該当する場合に「あり」と記載させること。</u> ⑥ 「総合マネジメント体制強化加算」については、<u>大臣基準告示第五十六号に該当する場合に「あり」と記載させること。</u> ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—10)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
39 認知症対応型共同生活介護 ① 「施設等の区分」については、<u>九十七号告示第三十四号イに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。</u> ② 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第三号を満たしている場合には「基準型」を、基準を満たしていない場合には「減算型」と記載させること。 ③ 「医療連携体制」については、<u>九十七号告示第三十六号に該当する場合は「対応可」と記載させること。</u> ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。 ⑤ 「夜間<u>ケア</u>加算」については、<u>九十七号告示第三十五号に該当する場</u>	39 小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ① 「施設等の区分」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるので、38①を準用されたい。</u> ② 「職員の欠員による減算の状況」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるので、38③を準用されたい。</u> ③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12-10)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は 38⑤で添付されていれば、不要である。 ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。 40 認知症対応型共同生活介護 ① 「施設等の区分」については、<u>施設基準第三十一号イに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。</u> ② 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第三号を満たしている場合には「基準型」を、基準を満たしていない場合には「減算型」と記載させること。 ③ 「医療連携体制」については、<u>施設基準第三十四号に該当する場合は「対応可」と記載させること。</u> ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。 ⑤ 「夜間<u>支援</u>体制加算」については、<u>施設基準第三十二号に該当する場</u>

合に、「あり」と記載させること。

- ⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑦ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑧を準用すること。
- ⑧ 「看取り介護加算」については、二十三号告示第三十三号に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12—11）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

40 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 「施設等の区分」については、九十七号告示第三十四号ハに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ニに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。
- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)②を準用されたい。
- ③ 「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)③を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)④を準用されたい。
- ⑤ 「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)⑤を準用されたい。
- ⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。
- ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑨ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

41 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービス基準第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設でないもののうち、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」

合に、「あり」と記載させること。

- ⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑦ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑧を準用すること。
- ⑧ 「看取り介護加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注5に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12—11）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

41 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 「施設等の区分」については、施設基準第三十一号ハに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ニに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。
- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、40②を準用されたい。
- ③ 「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、40③を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、40④を準用されたい。
- ⑤ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、40⑤を準用されたい。
- ⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、40⑨を準用されたい。
- ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑨ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

42 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービス基準第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設でないもののうち、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」

と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と記載させること。また、サテライト型特定施設であるもののうち、有料老人ホームの場合は「サテライト型有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「サテライト型軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「サテライト型養護老人ホーム」と記載させること。 ② 「個別機能訓練体制」については、<u>地域密着型サービス介護給付費単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。</u> ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百十条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。 (新設) ④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>(14)⑤を準用されたい。</u> ⑤ 「看取り介護加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>(14)⑥を準用されたい。</u> (新設) ⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧を準用されたい。</u> 42 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ① 「職員の欠員による減算の状況」については、地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>(41)③を準用されたい。</u> ② 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>(14)⑤を準用されたい。</u> ③ 「看取り介護加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>(14)⑥を準用されたい。</u> (新設) ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧を準用されたい。</u> 43 地域密着型介護老人福祉施設	と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と記載させること。また、サテライト型特定施設であるもののうち、有料老人ホームの場合は「サテライト型有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「サテライト型軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「サテライト型養護老人ホーム」と記載させること。 (削除) ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百十条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。 ③ 「個別機能訓練体制」については、<u>特定施設入居者生活介護と同様であるので、14④を準用されたい。</u> ④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14⑤を準用されたい。</u> ⑤ 「看取り介護加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14⑥を準用されたい。</u> ⑥ 「認知症専門ケア加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14⑦を準用されたい。</u> ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14⑧を準用されたい。</u> ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦を準用されたい。</u> 43 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ① 「職員の欠員による減算の状況」については、地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>42②を準用されたい。</u> ② 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14⑤を準用されたい。</u> (削除) ③ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>14⑧を準用されたい。</u> ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦を準用されたい。</u> 44 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
---	--

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型介護老人福祉施設であって指定地域密着型サービス基準第百六十条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でないもののうち、第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設に該当しない場合は「地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合は「サテライト介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、サテライト型居住施設に該当しない場合は「ユニット型地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合には「ユニット型サテライト型地域密着型介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、九十七号告示第三十九号ロ又はハに該当する場合には「経過施設」と、それ以外の場合は「経過施設以外」と記載させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「準ユニットケア加算」については、九十七号告示第四十四号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑤ 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第四号イ、ロ又はハに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑨ 「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑩ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑪ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。
- ⑫ 「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第四十一号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑬ 「看取り介護体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、

- ① 「施設等の区分」については、指定地域密着型介護老人福祉施設であって指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でないもののうち、第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設に該当しない場合は「地域密着型介護老人福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合は「サテライト地域密着型介護老人福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、サテライト型居住施設に該当しない場合は「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合には「サテライト型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設」と、それぞれ記載させること。
- ② 「人員配置区分」については、施設基準第三十八号ロ又はハに該当する場合には「経過施設」と、それ以外の場合は「経過施設以外」と記載させること。
- ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。
- ④ 「準ユニットケア加算」については、施設基準第四十三号に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑤ 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第四号イ、ロ又はハに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑨ 「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑩ 「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。
- ⑪ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。
- ⑫ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第六十三号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑬ 「看取り介護体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、

17②を準用すること。

- ⑭ 「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ヨに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑮ 「小規模拠点集合体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表タに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑯ 「日常生活継続支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑭を準用されたい。
- ⑰ 「看護体制加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑮を準用されたい。
- ⑱ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。
- ⑲ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑧を準用されたい。
- ⑳ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。
- (21) 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑰を準用すること。
- (22) 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- (23) 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

44 複合型サービス

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百七十一条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
(新設)
- ② 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、(別紙8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。
(新設)
- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—13)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

17②を準用すること。

- ⑭ 「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ヨに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑮ 「小規模拠点集合体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表タに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑯ 「日常生活継続支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑭を準用されたい。
- ⑰ 「看護体制加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑮を準用されたい。
- ⑱ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑪を準用されたい。
- ⑲ 「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑨を準用されたい。
- ⑳ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。
- (21) 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑰を準用すること。
- (22) 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑫を準用されたい。
- (23) 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

45 看護小規模多機能型居宅介護

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百七十一条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- ② 「訪問看護体制減算」及び「訪問看護体制強化加算」については、(別紙8—3)「看護体制に係る届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)」を添付させること。
- ③ 「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、(別紙8—1)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。
- ④ 「総合マネジメント体制強化加算」については、大臣基準告示第七十九号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—13)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
(新設)

45 介護予防認知症対応型通所介護

- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、(37)①を準用されたい。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、6②を準用されたい。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、(37)③を準用されたい。
- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6④を準用されたい。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条、グループホーム活用型については、第八条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型通所介護と

- ⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

46 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）と同様であるので、45①を準用されたい。
- ② 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12-13）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、45⑤で添付されていれば、不要である。
- ③ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

47 介護予防認知症対応型通所介護

- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、37①を準用されたい。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、6②を準用されたい。
- ③ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、37③を準用されたい。
- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条、グループホーム活用型については、第八条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型通所介護と

同様であるので、(37)⑨を準用されたい。

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑪ 認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。

46 介護予防小規模多機能型居宅介護

① 「施設等の区分」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるため、(38)①を準用されたい。

② 「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
(新設)

④ 「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、38④を準用されたい。

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑥ 一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

47 介護予防認知症対応型共同生活介護

① 「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)①を準用されたい。

② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)②を準用されたい。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

④ 「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑤を準用されたい。

同様であるので、37⑨を準用されたい。

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪ 認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。

48 介護予防小規模多機能型居宅介護

① 「施設等の区分」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるため、38①を準用されたい。
(削除)

② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。

③ 「総合マネジメント体制強化加算」については、大臣基準告示第二百二十五号に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、38⑦を準用されたい。

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑥ 一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

49 介護予防認知症対応型共同生活介護

① 「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、40①を準用されたい。

② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、40②を準用されたい。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

④ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、40⑤を準用されたい。

- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑥ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。
- ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。
- ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

48 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、(40)①を準用されたい。
- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、(40)②を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、(40)④を準用されたい。
- ④ 「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑤を準用されたい。
- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑧を準用されたい。
- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑧ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

（新設）

- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑥ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。
- ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、40⑨を準用されたい。
- ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

50 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、41①を準用されたい。
- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、41②を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、41④を準用されたい。
- ④ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、40⑤を準用されたい。
- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑫を準用されたい。
- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、40⑨を準用されたい。
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑧ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

第六 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。なお、訪問型サービス（みなし）及び通所型サービス（みなし）については、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の当該通知に記載する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市にされ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要とすること。

（１）（別紙 19）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」の記載要領について

① 「届出者」及び「事業所の状況」については、事業所の指定申請の際、

記載した事項を記載させること。

② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。

③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。

④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。

⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。

⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所の異動の別（1 新規・2 変更・3 終了）について記載させること。

⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。

⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

（２）届出項目について

（別紙１－４）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自）について示しているものであり、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（独自／定額）及び通所型サービス（独自／定率）（以下、「独自定額・定率サービス」という。）については、市町村において様式を定めること。

（３）体制等状況一覧表の記載要領について

１ 共通事項

① 「割引」については、市町村が定める額より低い額で介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙20）「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

② サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

	<u>2 訪問型サービス（独自）</u> ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第五の2②を準用されたい。 ② 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第五の2④を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙21）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出」とする。 ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第五の2⑥を準用されたい。また、「規模に関する状況」については、第五の2⑥を準用されたい。 ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第五の2⑦を準用されたい。 <u>3 通所型サービス（独自）</u> ① 「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26①を準用されたい。 ② 「運動器機能向上体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26②を準用されたい。 ③ 「栄養改善体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26③を参照されたい。 ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26④を参照されたい。 ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26⑥を参照されたい。 ⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、第五の6⑩を準用されたい。 ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第五の6⑬を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙22）「サービス提供体制強化加算に関する届出」とする。 ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第五の2⑦を準用されたい。 ⑨ 「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防通所介護と同様であるので第五の26⑩を準用されたい。
--	---

(別紙 1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他	該 当 す る 体 制 等	割 引
各サービス共通				地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 <u>7級地</u> 5 その他	
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある	1 なし 2 あり
				サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ <u>5 加算Ⅳ</u>	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				介護職員処遇改善加算	1 なし <u>5 加算Ⅰ</u> 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
				12	訪問入浴介護	
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当					
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当					
サービス提供体制強化加算	1 なし <u>3 加算Ⅰイ</u> 2 <u>加算Ⅰロ</u>					
介護職員処遇改善加算	1 なし <u>5 加算Ⅰ</u> 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ					
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応サービス連携	特別地域加算	1 なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり		
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可		
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり		
			看護体制強化加算	1 なし <u>2 あり</u>		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 イ及びロの場合 3 ハの場合		
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設	短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり		
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			社会参加支援加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり		

15	通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ） 5 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ	
				認知症加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				個別送迎体制強化加算	1 なし 2 あり	
				入浴介助体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
16	通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所) 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) 5 大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8 大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) 6 大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 9 大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				短期集中個別リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				社会参加支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				医療連携強化加算	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
22	短期入所生活介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
	短期入所療養介護	5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

23	短期入所療養介護	1	病院療養型	2	I型（療養機能強化型以外）	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ
		5	I型（療養機能強化型A）	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員		
		6	I型（療養機能強化型B）	療養環境基準	1 基準型 2 減算型		
		3	II型（療養機能強化型以外）	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用		
		7	II型（療養機能強化型）	若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
		4	III型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
				療養食加算	1 なし 2 あり		
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法		
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		
23	短期入所療養介護	6	ユニット型病院療養型	1	療養機能強化型以外	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ
		2	療養機能強化型A	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員		
		3	療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型		
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用		
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
				療養食加算	1 なし 2 あり		
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法		
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		

23	短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		2 診療所型	1 I 型（療養機能強化型以外） 3 I 型（療養機能強化型A） 4 I 型（療養機能強化型B） 2 II 型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

23	短期入所療養介護	3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 3 養護老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型） 7 養護老人ホーム（混合型）	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
27	特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
43	居宅介護支援			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				特定事業所集中減算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	

51	介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
			看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
			障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			看取り介護体制	1 なし 2 あり	
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

52	介護保健施設サービス	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
	介護保健施設サービス	5 介護保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7 介護保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				リハビリテーション提供体制	1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

53	介護療養施設サービス	1 病院療養型	<u>2 I型（療養機能強化型以外）</u> <u>5 I型（療養機能強化型A）</u> <u>6 I型（療養機能強化型B）</u> <u>3 II型（療養機能強化型以外）</u> <u>7 II型（療養機能強化型）</u> <u>4 III型</u>	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
53	介護療養施設サービス	6 ユニット型病院療養型	<u>1 療養機能強化型以外</u> <u>2 療養機能強化型A</u> <u>3 療養機能強化型B</u>	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		2 診療所型	1 I 型（療養機能強化型以外） 3 I 型（療養機能強化型A） 4 I 型（療養機能強化型B） 2 II 型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

53	介護療養施設サービス	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制 設備基準 若年性認知症患者受入加算 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等												
各サービス共通				地域区分	1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3 5 級地			
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算	1	なし	2	あり								
				定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1	定期巡回の指定を受けていない										
					2	定期巡回の指定を受けている										
					3	定期巡回の整備計画がある										
				サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり								
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				特別地域加算	1	なし	2	あり								
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス連携		中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				短期集中リハビリテーション実施加算	1	なし	2	あり								
				リハビリテーションマネジメント加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ						
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		社会参加支援加算	1	なし	2	あり								
				職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員						
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可								
15	通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）		入浴介助体制	1	なし	2	あり								
				中重度者ケア体制加算	1	なし	2	あり								
				個別機能訓練体制	1	なし	3	加算Ⅰ	4	加算Ⅱ						
				認知症加算	1	なし	2	あり								
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり								
				栄養改善体制	1	なし	2	あり								
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり								

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 （別紙１）居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 １ 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- ２ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
- ３ 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」（別紙13）又は「介護老人保健施設（療養型又は療養強化型）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-2）を添付してください。
- ４ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護事業所連携に係る届出書」（別紙14）を添付してください。
- ５ 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）」（別紙15）を添付して下さい。
- ６ 「サービス提供責任者体制の減算」については、平成24年3月31日現在、２級課程修了者のサービス提供責任者を配置している場合であって、「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」（別紙16）を添付するときは、「なし」と記載して下さい。
- ７ 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- ８ 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。
- ９ 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
- 10 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙８-２）を添付してください。
- 11 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 12 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 13 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- 14 「個別機能訓練体制」については、加算Ⅰ及び加算Ⅱのどちらも算定する事業所は、双方を選択してください。
- 15 「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 16 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 17 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。
- 18 「看護体制加算（短期入所生活介護事業所）」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９-２）を添付してください。
- 19 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９-３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９-４）を添付してください。
- 20 「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」（訪問介護事業所については別紙10、居宅介護支援事業所については別紙10-2）を添付してください。
- 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12-11）までのいずれかを添付してください。
- 22 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- （１）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- （２） ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
（人員配置区分欄の変更は行わない。）
- イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- １ 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ２ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
- ３ 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
- ４ 過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する（（１）が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

- 注 １ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ２ 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ３ 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- ４ 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考 （別紙１）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

- 備考 １ この表は、事業所所在地以外の場所の一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1 - 2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	
61	介護予防訪問介護		サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			特別地域加算	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
62	介護予防訪問入浴介護		特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所	特別地域加算	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			緊急時介護予防訪問看護加算	1 なし 2 あり	
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
			看護体制強化加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	
			介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設	

65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上グループ活動加算	1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
66	介護予防通所リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
	5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他	
26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 <u>Ⅰ型（療養機能強化型以外）</u> 5 <u>Ⅰ型（療養機能強化型A）</u> 6 <u>Ⅰ型（療養機能強化型B）</u> 3 <u>Ⅱ型（療養機能強化型以外）</u> 7 <u>Ⅱ型（療養機能強化型）</u> 4 <u>Ⅲ型</u>	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

26	介護予防短期入所療養介護	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		2 診療所型	1 I型（療養機能強化型以外） 3 I型（療養機能強化型A） 4 I型（療養機能強化型B） 2 II型	設備基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

26	介護予防短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		そ の 他 該 当 す る 体 制 等										
各サービス共通						地域区分	1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3	5 級地
61	介護予防訪問介護					サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり						
						特別地域加算	1	なし	2	あり						
						中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
						中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所				特別地域加算	1	なし	2	あり						
						中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
						中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設														
65	介護予防通所介護					職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員				
						若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり						
						生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり						
						運動器機能向上体制	1	なし	2	あり						
						栄養改善体制	1	なし	2	あり						
						口腔機能向上体制	1	なし	2	あり						
						事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり						

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考（別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援

備考 １ 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。

２ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。

３ 介護老人保健施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護老人保健施設の施設種別に係る届出」（別紙１３）又は（別紙１３－２）を添付してください。

４ 「サービス提供責任者体制の減算」については、平成２４年３月３１日現在、２級課程修了者のサービス提供責任者を配置している場合であって、「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」（別紙１６）を添付するときは、「なし」と記載して下さい。

５ 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。

６ 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。

７ 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。

８ 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙８－２）を添付してください。

９ 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等

１０ 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。

１１ 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙１２）～（別紙１２－１１）までのいずれかを添付してください。

１２ 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。

１３ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

（１） 看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

（２） ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。

（人員配置区分欄の変更は行わない。）

イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- １ 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ２ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
- ３ 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
- ４ 過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。

（（１）が優先する。）

注 １ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

２ 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

３ 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

４ 介護予防短期入所療養介護にあつては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

５ 一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考（別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援 サテライト事業所

備考 １ この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙１－３)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

			事業所番号																
提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		そ の 他 該 当 す る 体 制 等										割 引			
各サービス共通						地域区分		1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他											
76	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1 一体型 2 連携型			特別地域加算		1 なし 2 あり										1 なし 2 あり		
					中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）		1 非該当 2 該当												
					中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）		1 非該当 2 該当												
					緊急時訪問看護加算		1 なし 2 あり												
					特別管理体制		1 対応不可 2 対応可												
					ターミナルケア体制		1 なし 2 あり												
					総合マネジメント体制強化加算		1 なし 2 あり												
					サービス提供体制強化加算		1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ												
				介護職員処遇改善加算		1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ													
71	夜間対応型訪問介護	1 I型 2 II型			24時間通報対応加算		1 対応不可 2 対応可										1 なし 2 あり		
					サービス提供体制強化加算		1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 5 加算Ⅱイ 3 加算Ⅱロ												
					介護職員処遇改善加算		1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ												
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型			職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 看護職員 3 介護職員										1 なし 2 あり		
					時間延長サービス体制		1 対応不可 2 対応可												
					入浴介助体制		1 なし 2 あり												
					個別機能訓練体制		1 なし 2 あり												
					若年性認知症利用者受入加算		1 なし 2 あり												
					栄養改善体制		1 なし 2 あり												
					口腔機能向上体制		1 なし 2 あり												
					サービス提供体制強化加算		1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ												
					介護職員処遇改善加算		1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ												
							職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 看護職員 3 介護職員										
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型 居宅介護事業所			看護職員配置加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ										1 なし 2 あり		
					看取り連携体制加算		1 なし 2 あり												
					訪問体制強化加算		1 なし 2 あり												
					総合マネジメント体制強化加算		1 なし 2 あり												
					サービス提供体制強化加算		1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ												
					介護職員処遇改善加算		1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ												

68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
32	認知症対応型共同生活介護	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 対応不可 2 対応可	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム 7 サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 地域密着型介護老人福祉施設 2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 4 サテライト型ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設	1 経過 的施設以外 2 経過 的施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				小規模拠点集合理	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				訪問看護体制減算	1 なし 2 あり	
				緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				訪問看護体制強化加算	1 なし 2 あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I 型 2 II 型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護（短期利用 型）	1 I 型 2 II 型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		その他の該当する体制等										
各サービス共通						地域区分	1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3	5 級地
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 一体型 2 連携型		特別地域加算	1	なし	2	あり								
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり								
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可								
				ターミナルケア体制	1	なし	2	あり								
				総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり								
71	夜間対応型訪問介護	1 I 型 2 II 型		24時間通報対応加算	1	対応不可	2	対応可								
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員						
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可								
				入浴介助体制	1	なし	2	あり								
				個別機能訓練体制	1	なし	2	あり								
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり								
				栄養改善体制	1	なし	2	あり								
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり								
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員						
				看護職員配置加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ				
				看取り連携体制加算	1	なし	2	あり								
				訪問体制強化加算	1	なし	2	あり								
				総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり								
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員						
74	介護予防認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員						
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可								
				入浴介助体制	1	なし	2	あり								
				個別機能訓練体制	1	なし	2	あり								
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり								
				栄養改善体制	1	なし	2	あり								
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり								

75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 （別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 備考 １ 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- ２ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
- ３ 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- ４ 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５－２）を添付してください。
- ５ 「訪問看護体制減算」及び「訪問看護体制強化加算」については、「訪問看護体制に係る届出書」（別紙８－３）を添付してください。
- ６ 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
- ７ 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- （例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- ８ 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- ９ 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- １０ 「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」（別紙１１）を添付してください。
- １１ 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。
- １２ 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９－４）を添付してください。
- １３ 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙１２）～（別紙１２－１１）までのいずれかを添付してください。
- １４ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- 看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- 注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 （別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

- 備考 １ この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1 - 4)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（保険者独自サービス）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等										割 引						
A2	訪問型サービス（独自）			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり							1	なし	2	あり		
				特別地域加算	1	なし	2	あり												
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				介護職員処遇改善加算	1	なし	5	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ	3	加算Ⅲ	4	加算Ⅳ						
A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員							1	なし	2	あり
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり												
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり												
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり												
				栄養改善体制	1	なし	2	あり												
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり												
				選択的サービス複数実施加算	1	なし	2	あり												
				サービス提供体制強化加算	1	なし	4	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ								
				介護職員処遇改善加算	1	なし	5	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ	3	加算Ⅲ	4	加算Ⅳ						

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等			
A2	訪問型サービス（独自）			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2 あり
				特別地域加算	1	なし	2 あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2 該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2 該当
A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2 看護職員 3 介護職員
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2 あり
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2 あり
				運動器機能向上体制	1	なし	2 あり
				栄養改善体制	1	なし	2 あり
				口腔機能向上体制	1	なし	2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙2)

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

平成 年 月 日

知事 殿

所在地
名 称

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名 称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	法人の種別			法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名			氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 都市						
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 —) 県 都市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 —) 県 都市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	管理者の氏名							
	管理者の住所	(郵便番号 —) 県 都市						
届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分			異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
	訪問介護			1新規	2変更	3終了		
	訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了		
	訪問看護			1新規	2変更	3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了		
	通所介護			1新規	2変更	3終了		
	療養通所介護			1新規	2変更	3終了		
	通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了		
	短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了		
	福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問看護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了		
	介護予防通所介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了		
	介護予防福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了		
	居宅介護支援			1新規	2変更	3終了		
	施設	介護老人福祉施設			1新規	2変更	3終了	
介護老人保健施設				1新規	2変更	3終了		
介護療養型医療施設				1新規	2変更	3終了		
介護保険事業所番号								
医療機関コード等								
特記事項	変 更 前			変 更 後				
関係書類		別添のとおり						

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙3)

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書<基準該当事業者用>

平成 年 月 日

知事 殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名 称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市							
	連絡先	電話番号				FAX番号			
	法人である場合その種別				法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名				氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市							
事業所の状況	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市							
	連絡先	電話番号				FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の 場所の一部実施する場合の出 張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市							
	連絡先	電話番号				FAX番号			
	管理者の氏名								
	管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市							
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	登録年 月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村が定める率 (市町村記載)
	訪問介護			1新規	2変更	3終了			%
	訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了			%
	通所介護			1新規	2変更	3終了			%
	短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了			%
	福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了			%
	居宅介護支援			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防訪問介護			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防通所介護			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了			%
	介護予防支援			1新規	2変更	3終了			%
基準該当事業所番号									
登録を受けている市町村									
介護保険事業所番号		(指定を受けている場合)							
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変 更 前				変 更 後				
関係書類		別添のとおり							

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
- 7 「市町村が定める率」欄には、全国共通の介護報酬額に対する市町村が定める率を記載してください。
- 8 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 9 「主たる事業所の所在地以外の場合で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
 <地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用><介護予防支援事業者用>
 平成 年 月 日

知事 殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名 称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	法人である場合その種別				法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名			氏名				
	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 都市							
事業所の状況	主たる事業所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	主たる事業所の所在地以外の 場所で一部実施する場合の出 張所等の所在地	(郵便番号 —) 県 都市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	管理者の氏名								
	管理者の住所	(郵便番号 —) 県 都市							
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定年 月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村が定める単位の有無 (市町村記載)
	夜間対応型訪問介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	認知症対応型通所介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	小規模多機能型居宅介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	認知症対応型共同生活介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	地域密着型特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	複合型サービス			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	介護予防認知症対応型通所介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	介護予防小規模多機能型居宅介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
	介護予防認知症対応型共同生活介護			1新規	2変更	3終了			1有 2無
介護予防介護支援				1新規	2変更	3終了			
地域密着型サービス事業所番号等									
指定を受けている市町村									
介護保険事業所番号		(指定を受けている場合)							
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変 更 前				変 更 後				
関係書類		別添のとおり							

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。

2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙４)

知事 殿

平成 年 月 日

市町村名

基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について

このことについて、上限の率を下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

1 全国共通の介護報酬額に対して定める率

項 目	サービスの種類	全国共通の介護報酬額 に対して定める率
特例居宅介護サービス費	訪問介護	%
	訪問入浴介護	%
	通所介護	%
	短期入所生活介護	%
	福祉用具貸与	%
特例介護予防サービス費	介護予防訪問介護	%
	介護予防訪問入浴介護	%
	介護予防通所介護	%
	介護予防短期入所生活介護	%
	介護予防福祉用具貸与	%
特例居宅介護サービス計画費		%
特例介護予防サービス計画費		%

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙 5)

知事 殿

平成 年 月 日

事業所・施設名

指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 割引率等

[illegible]

サービスの種類	割引率	適用条件
訪問介護	(例) 10 %	(例) 毎日 午後2時から午後4時まで
	%	
	%	
訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
通所介護	%	
	%	
	%	
短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	
介護老人福祉施設	%	
	%	
	%	
介護予防訪問介護	%	
	%	
	%	
介護予防訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
介護予防通所介護	%	
	%	
	%	
介護予防短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
介護予防特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	

備考 「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙5-2)

平成 年 月 日

市町村長 殿

事業所・施設名

地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 割引率等

事業所番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

サービスの種類	割引率	適用条件
夜間対応型訪問介護	%	
	%	
	%	
認知症対応型通所介護	%	
	%	
	%	
小規模多機能型居宅介護	%	
	%	
	%	
認知症対応型共同生活介護	%	
	%	
	%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	%	
	%	
	%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	%	
	%	
	%	
複合型サービス	%	
	%	
	%	
介護予防認知症対応型通所介護	%	
	%	
	%	
介護予防小規模多機能型居宅介護	%	
	%	
	%	
介護予防認知症対応型共同生活介護	%	
	%	
	%	

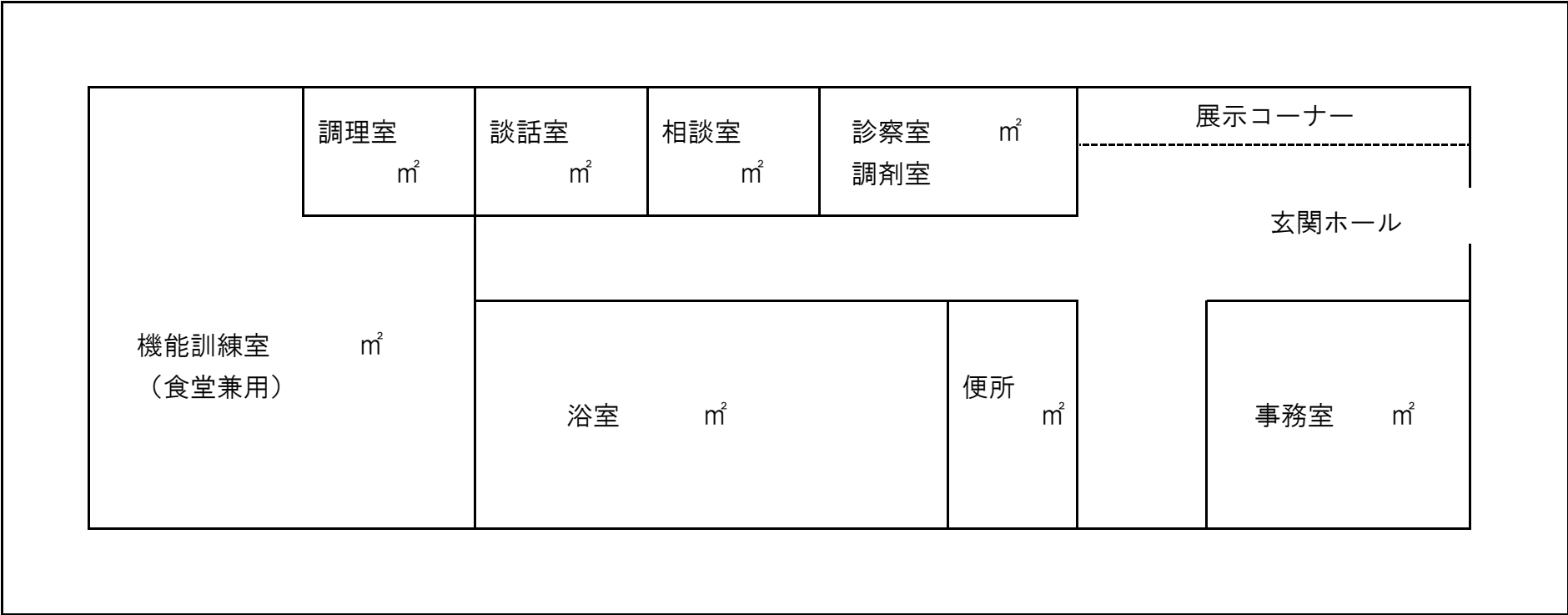
備考 「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙6)

平面図

事業所・施設の名称		「該当する体制等　—　」
-----------	--	--------------



備考1 届出に係る施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。
2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (年 月分)

事業所・施設名（ ）

「人員配置区分—型」又は「該当する体制等—」 [入所（利用）定員（見込）数等 名]

＜配置状況＞

看護職員：介護職員

$$\left(\begin{array}{c} \vdots \\ \vdots \end{array} \right)$$

看護師：准看護師（日中）

$$\left(\begin{array}{c} \vdots \\ \vdots \end{array} \right)$$

看護師：准看護師（夜間）

$$\left(\begin{array}{c} \vdots \\ \vdots \end{array} \right)$$

備考1 *欄には、当該月の曜日を記入してください。

2 「人員配置区分」又は「該当する体制等」欄には、別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる人員配置区分の類型又は該当する体制加算の内容をそのまま記載してください。

3 届出を行う従業者について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。

(記載例1—勤務時間 ①8:30～17:00、②16:30～1:00、③0:30～9:00、④休日)

(記載例2—サービス提供時間 a 9:00～12:00、b 13:00～16:00、c 10:30～13:30、d 14:30～17:30、e 休日)

※複数単位実施の場合、その全てを記入のこと。

4 届出する従業者の職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

5 常勤換算が必要なものについては、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。

6 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

7 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

8 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

(別紙8-1)

緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設等の区分	1 (介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーション) 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所) 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
届出項目	1 緊急時訪問看護加算 2 特別管理加算に係る体制 3 ターミナルケア体制		

1 緊急時訪問看護加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員()人

保健師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

--

③ 連絡先電話番号

1	()	4	()
2	()	5	()
3	()	6	()

2 特別管理加算に係る体制の届出内容

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。

有 ・ 無

② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。

有 ・ 無

③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。

有 ・ 無

3 ターミナルケア体制に係る届出内容

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。

有 ・ 無

② ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。

有 ・ 無

備考 緊急時の訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。

看護体制強化加算に係る届出書（訪問看護事業所）

○ 介護予防訪問看護事業所

事業所名	異動等区分		1 新規 2 変更 3 終了		
1 緊急時介護予防訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	②	①のうち緊急時介護予防訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
2 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		

○ 訪問看護事業所

事業所名	異動等区分		1 新規 2 変更 3 終了		
1 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
2 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		
3 ターミナルケア加算の算定状況	①	前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人	⇒ 1人以上	有・無

備考 看護体制強化加算に係る体制を敷いている場合について提出してください。

訪問看護体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
届出項目	1 訪問看護体制強化加算 2 訪問看護体制減算		

○ 訪問看護体制強化加算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 80%以上	有・無
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 20%以上	有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		

○ 訪問看護体制減算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	⇒ ①に占める ②の割合が 5%以上	有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		

(別紙9)

夜間看護体制に係る届出書

事業所名	
異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護

夜間看護体制加算に係る届出内容

看護職員の状況

保健師	常勤	人
看護師	常勤	人
准看護師	常勤	人

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。	有 ・ 無

緊急短期入所体制確保加算及び看護体制加算に係る届出書
(短期入所生活介護事業所)

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了

1—緊急短期入所体制確保加算に係る届出内容

①—前3カ月の稼働率 = %

※ $\frac{\text{3月間における利用延人員}}{\text{1日当たりの利用定員} \times \text{3月間の営業日数}}$

②—緊急利用枠の確保

利用定員の100分の5に相当する空床（緊急利用枠）を確保している。	有・無
-----------------------------------	-----

2—看護体制加算に係る届出内容

利用者数の状況

利用者数	人
------	---

看護職員の状況

看護師	常勤	人
准看護師	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
-----------------------	-----

備考 緊急短期入所体制、看護体制のそれぞれについて、体制を整備している場合について提出してください。

看護体制加算に係る届出書

事業所名				
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了			
施設種別	1 介護老人福祉施設		2 地域密着型介護老人福祉施設	
届出項目	1 看護体制加算 (Ⅰ) イ		2 看護体制加算 (Ⅰ) ロ	
	3 看護体制加算 (Ⅱ) イ		4 看護体制加算 (Ⅱ) ロ	

看護体制加算に関する届出内容

定員及び入所者の状況

定員	人	入所者数	人
----	---	------	---

看護職員の状況

保健師	常勤	人	常勤換算	人
看護師	常勤	人	常勤換算	人
准看護師	常勤	人	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。

有 ・ 無

看取り介護体制に係る届出書

事業所名		
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了	
施設種別	1 介護老人福祉施設	2 地域密着型介護老人福祉施設

看取り介護体制に関する届出内容

看護職員の状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	有 ・ 無
③ <u>医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。</u>	有 ・ 無
④ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	有 ・ 無
⑤ 看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる体制を整備している。	有 ・ 無

事業所名	異動等区分			1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	1 特定事業所加算(Ⅰ)	2 特定事業所加算(Ⅱ)	3 特定事業所加算(Ⅲ)	4 特定事業所加算(Ⅳ)		

〔 体 制 要 件 〕					
(1)―① 個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。				有 ・ 無	
(1)―② 個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、 <u>研修を実施している又は実施することが予定されている。</u>				有 ・ 無	
(2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。				有 ・ 無	
(3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。				有 ・ 無	
(4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。				有 ・ 無	
(5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。				有 ・ 無	
〔 人 材 要 件 〕					
(1) 訪問介護員等要件について					
下表の①については必ず記載すること。②・③についてはいずれかを記載することで可。					
[前年度・前三月]における一月当たりの実績の平均（[]はいずれかに○を付ける。）					
①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人	①に占める②の割合が30%以上 ①に占める③の割合が50%以上		
②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人			
③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数（常勤換算）	人			
(2) サービス提供責任者要件について					
		職員数	常勤換算職員数		
サービス提供責任者	常勤	人			
	非常勤	人	人		
↓					
すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。					有 ・ 無
〔 重 度 要 介 護 者 等 対 応 要 件 〕					
[前年度・前三月]における（[]はいずれかに○を付ける）					
① 利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が20%以上					有 ・ 無
② 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が60%以上					有 ・ 無

備考3 「たんの吸引等が必要な者」は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限り該当するものである。

特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
届出項目	1 特定事業所加算(Ⅰ) 2 特定事業所加算(Ⅱ) <u>3 特定事業所加算(Ⅲ)</u>

届出項目が「1 特定事業所加算(Ⅰ)」の場合は①を、「2 特定事業所加算(Ⅱ)」及び「 <u>3 特定事業所加算(Ⅲ)</u> 」の場合は②を記載すること。					
① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名を配置している。		有 ・ 無			
② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置している。		有 ・ 無			
③ 介護支援専門員の配置状況					
<table border="1"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> </tr> </table>	介護支援専門員	常勤専従	人		
介護支援専門員	常勤専従	人			
④ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。		有 ・ 無			
⑤ 24時間常時連絡できる体制を整備している。		有 ・ 無			
⑥ 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上		有 ・ 無			
⑦ 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。		有 ・ 無			
⑧ 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。		有 ・ 無			
⑨ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。		有 ・ 無			
⑩ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用の有無		有 ・ 無			
⑪ 介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が40名以上の有無		有 ・ 無			
⑫ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		有 ・ 無			

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

(別紙11)

栄養マネジメントに関する届出書

1 事業所名																								
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了																					
3 施設種別	1 介護老人福祉施設 3 介護療養型医療施設	2 介護老人保健施設 4 地域密着型介護老人福祉施設																						
4 栄養マネジメント の状況	<table border="1"><tr><td>常勤の管理栄養士</td><td>人</td></tr></table> 栄養マネジメントに関わる者 <table border="1"><thead><tr><th>職 種</th><th>氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td>医 師</td><td></td></tr><tr><td>歯科医師</td><td></td></tr><tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr><tr><td>看 護 師</td><td></td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>		常勤の管理栄養士	人	職 種	氏 名	医 師		歯科医師		管 理 栄 養 士		看 護 師		介護支援専門員									
常勤の管理栄養士	人																							
職 種	氏 名																							
医 師																								
歯科医師																								
管 理 栄 養 士																								
看 護 師																								
介護支援専門員																								

※ 「栄養マネジメントに関わる者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）訪問入浴介護事業所）

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了		
3 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 ③ 健康診断等を定期的実施すること。		有・無 有・無 有・無
4 介護福祉士等の状況	下表の①については、必ず記載すること。②・③については、いずれかに記載すること。		
	①	介護職員の総数（常勤換算）	人
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人
	③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の総数（常勤換算）	人
		①に占める②の割合が30%以上 ①に占める③の割合が50%以上	有・無 有・無

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と読み替える。

サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）訪問看護事業所）

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了

3 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	有・無
	③ 健康診断等を定期的実施すること。	有・無

4 勤続年数の状況	①	看護師等の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 ((介護予防)訪問リハビリテーション事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了

3 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	①のうち②の者が1名以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 ((介護予防) 通所介護事業所・療養通所介護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防) 通所介護 2 療養通所介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 40%以上	有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		

6 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(介護予防)通所リハビリテーション事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

4 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 40%以上	有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		

5 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書
 ((介護予防) 短期入所生活介護事業所・介護老人福祉施設・地域密着型
 介護老人福祉施設)

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了		
3 施設種別	1 (介護予防) 短期入所生活介護 (単独型) 2 (介護予防) 短期入所生活介護 (併設型) 3 (介護予防) 短期入所生活介護 (空床利用型) 4 介護老人福祉施設 5 地域密着型介護老人福祉施設		
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 日常生活継続支援加算	

○ サービス提供体制強化加算に係る届出内容

5 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
6 常勤職員の状況	①	看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 75%以上	有・無
	②	①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人		
7 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		

○ 日常生活継続支援加算に係る届出内容

8 入所者の状況及び介護福祉士の状況 ※介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設のみ	入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)							
	①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総	人					
	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人	→	①に占める②の割合が70%以上			
	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人	→	①に占める③の割合が65%以上			
	④	入所者総数	人					
	⑤	④のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	→	④に占める⑤の割合が15%以上			
	介護福祉士の割合 <table border="1"> <tr> <td>介護福祉士数</td> <td>常勤換算</td> <td>人</td> <td>→</td> <td>介護福祉士数：入所者数が1：6以上</td> </tr> </table>		介護福祉士数	常勤換算	人	→	介護福祉士数：入所者数が1：6以上	
介護福祉士数	常勤換算	人	→	介護福祉士数：入所者数が1：6以上				
				有・無				

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と（介護予防）短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出してください。空床利用型の（介護予防）短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載してください。

備考3 ①で前6月（前12月）の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月（前12月）の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 ((介護予防) 短期入所療養介護事業所・
 介護老人保健施設・介護療養型医療施設)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防) 短期入所療養介護 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
6 常勤職員の状況	①	看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 75%以上	有・無
	②	①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人		
7 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書（夜間対応型訪問介護事業所）

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無
	③ 健康診断等を定期的に実施すること。	有・無

5 介護福祉士等の状況	下表の①については、必ず記載すること。②・③については、いずれかに記載すること可。			
	①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人	
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が30%以上
	③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が50%以上
				有・無
				有・無

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と読み替える。

サービス提供体制強化加算に関する届出書 ((介護予防) 認知症対応型通所介護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

4 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人		
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
	→ ①に占める②の割合が50%以上		有・無		
		→ ①に占める②の割合が40%以上		有・無	
5 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人		
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		
	→ ①に占める②の割合が30%以上		有・無		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 ((介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所)

1 事業所名				
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了			
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			
4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。		有・無 有・無	
5 介護福祉士等の状況	① 小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の総数（常勤換算）	人	①に占める ②の割合が 40%以上	有・無
② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人			
6 常勤職員の状況	① 小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）	人	①に占める ②の割合が 60%以上	有・無
② ①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人			
7 勤続年数の状況	① 小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）	人	①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人			

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所)

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人		
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
	→ ①に占める②の割合が60%以上		有・無		
		→ ①に占める②の割合が50%以上		有・無	
5 常勤職員の状況	①	看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人		
	②	①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人		
	→ ①に占める②の割合が75%以上		有・無		
6 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人		
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		
	→ ①に占める②の割合が30%以上		有・無		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無
	③ 健康診断等を定期的実施すること。	有・無

5 介護福祉士等の状況	①	訪問介護員等の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
	又は				
	③	①のうち介護福祉士、実務者研修 修了者及び介護職員基礎研修課程 修了者の総数(常勤換算)	人		

6 常勤職員の状況	①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の総数(常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 60%以上	有・無
	②	①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人		

7 勤続年数の状況	①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の総数(常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修修了者」と読み替える。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(看護小規模多機能型居宅介護事業所)

1 事業所名				
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了			
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			
4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。		有・無 有・無	
5 介護福祉士等の状況	① <u>看護小規模多機能型居宅介護従事者</u> (保健師、看護師又は准看護師であるものを除く)の総数(常勤換算)	人	①に占める ②の割合が 40%以上	有・無
② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人			
6 常勤職員の状況	① <u>看護小規模多機能型居宅介護従事者の総数</u> (常勤換算)	人	①に占める ②の割合が 60%以上	有・無
② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人			
7 勤続年数の状況	① <u>看護小規模多機能型居宅介護従事者の総数</u> (常勤換算)	人	①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人			

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(指定介護予防) 指定特定施設・指定地域密着型特定施設

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (指定介護予防) 指定特定施設 2 指定地域密着型特定施設
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
⇒ ①に占める②の割合が60%以上			有・無
⇒ ①に占める②の割合が50%以上			
6 常勤職員の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	有・無
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	
⇒ ①に占める②の割合が75%以上			有・無
7 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人	
⇒ ①に占める②の割合が30%以上			有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 介護老人保健施設（在宅強化型） 2 介護老人保健施設（従来型）
4 届出項目	1 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 （介護老人保健施設（従来型）のみ）

5 介護老人保健施設（在宅強化型）に係る届出内容

① 退所者数の状況	①	前6月間の総退所者数(注1)	人	→ 50%超	有・無
	②	①のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)	人		
	③	①に占める②の割合	%		
② ベッドの利用状況	①	前3月間の入所者の延日数	日	→ 10%以上	有・無
	②	前3月間の新規入所者数	人		
	③	前3月間の新規退所者数(注3)	人		
	④	$30.4 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		
③ 重症者の割合	①	前3月間の入所者延日数	日	→ 35%以上	有・無
	②	前3月間の要介護4・5の入所者の延日数	日		
	③	①に占める②の割合	%		
	④	前3月間の喀痰吸引を実施した入所者延日数	日	→ 10%以上	
	⑤	①に占める④の割合	%		
	⑥	前3月間の経管栄養を実施した入所者延日数	日		
	⑦	①に占める⑥の割合	%	→ 10%以上	

6 在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出内容

① 退所者数の状況	①	前6月間の総退所者数(注1)	人	→ 30%超	有・無
	②	①のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)	人		
	③	①に占める②の割合	%		
② ベッドの利用状況	①	前3月間の入所者の延日数	日	→ 5%以上	有・無
	②	前3月間の新規入所者数	人		
	③	前3月間の新規退所者数(注3)	人		
	④	$30.4 \times ((2) + (3)) \div 2 \div (1)$	%		

注1：死亡退所者を除く。

注2：入所期間が1月を超えていた者であって、在宅における生活が要介護1～3の者は1月以上、要介護4・5の者は14日以上継続する見込みであることが確認されたものに限る。

「在宅」とは、自宅その他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者住宅等を含む。

注3：死亡退所を含む

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護老人保健施設（療養型又は療養強化型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 人員配置区分	1 介護老人保健施設（療養型）	2 介護老人保健施設（療養強化型）

4 介護老人保健施設（療養型）に係る届出内容

① 新規入所者の状況（注）	① 前12月の新規入所者の総数	人				→ 35%以上	有・無
	② ①のうち、医療機関を退院し入所した者の総数	人					
	③ ①のうち、自宅等から入所した者の総数	人					
	④ (①に占める②の割合) - (①に占める③の割合)	%					
② 入所者・利用者の利用状況		前々々月末	前々月末	前月末	平均	3月間の平均 → 15%以上 又は → 20%以上	有・無
	① 前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人			
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人			
	③ ①に占める②の割合	%	%	%	%		
	④ ①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者及び利用者	人	人	人			
	⑤ ①に占める④の割合	%	%	%	%		

5 介護老人保健施設（療養強化型）に係る届出内容

① 新規入所者の状況（注）	① 前12月の新規入所者の総数	人				→ 35%以上	有・無
	② ①のうち、医療機関を退院し入所した者の総数	人					
	③ ①のうち、自宅等から入所した者の総数	人					
	④ (①に占める②の割合) - (①に占める③の割合)	%					
② 入所者及び利用者の状況		前々々月末	前々月末	前月末	平均	3月間の平均 → 20%以上 かつ → 50%以上	有・無
	① 前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人			
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人			
	③ ①に占める②の割合	%	%	%	%		
	④ ①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人	人	人			
	⑤ ①に占める④の割合	%	%	%	%		

注：当該施設が介護療養型老人保健施設への転換以後の新規入所者の実績が12月に達した時点から適用する。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1、療養機能強化型A） 2 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1、療養機能強化型B） 3 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護5:1、療養機能強化型） 4 介護療養型医療施設（（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1、療養機能強化型A） 5 介護療養型医療施設（（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1、療養機能強化型B）

4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容																					
① 重度者の割合	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>前3月間の入院患者等の総数</td><td>人</td></tr> <tr><td>②</td><td>①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注1）</td><td>人</td></tr> <tr><td>③</td><td>①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注1）</td><td>人</td></tr> <tr><td>④</td><td>②と③の和</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>①に占める④の割合</td><td>%</td></tr> </table>	①	前3月間の入院患者等の総数	人	②	①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注1）	人	③	①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注1）	人	④	②と③の和	人	⑤	①に占める④の割合	%	⇒ 50%以上 ⇒ 40%以上 （人員配置区分5のみ）	有・無 有・無			
①	前3月間の入院患者等の総数	人																			
②	①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注1）	人																			
③	①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注1）	人																			
④	②と③の和	人																			
⑤	①に占める④の割合	%																			
② 医療処置の実施状況	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>前3月間の入院患者等の総数</td><td>人</td></tr> <tr><td>②</td><td>前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2）</td><td>人</td></tr> <tr><td>③</td><td>前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・3）</td><td>人</td></tr> <tr><td>④</td><td>前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・4）</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>②から④の和</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>①に占める⑤の割合</td><td>%</td></tr> </table>	①	前3月間の入院患者等の総数	人	②	前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2）	人	③	前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・3）	人	④	前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・4）	人	⑤	②から④の和	人	⑥	①に占める⑤の割合	%	⇒ 50%以上 ⇒ 30%以上 （人員配置区分2、3） ⇒ 20%以上 （人員配置区分5のみ）	有・無 有・無 有・無
①	前3月間の入院患者等の総数	人																			
②	前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2）	人																			
③	前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・3）	人																			
④	前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・4）	人																			
⑤	②から④の和	人																			
⑥	①に占める⑤の割合	%																			
③ ターミナルケアの実施状況	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>前3月間の入院患者延日数</td><td>日</td></tr> <tr><td>②</td><td>前3月間のターミナルケアの対象者延日数</td><td>日</td></tr> <tr><td>③</td><td>①に占める②の割合（注5）</td><td>%</td></tr> </table>	①	前3月間の入院患者延日数	日	②	前3月間のターミナルケアの対象者延日数	日	③	①に占める②の割合（注5）	%	⇒ 10%以上 ⇒ 5%以上 （人員配置区分2、3、5）	有・無 有・無									
①	前3月間の入院患者延日数	日																			
②	前3月間のターミナルケアの対象者延日数	日																			
③	①に占める②の割合（注5）	%																			
④ 生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施	有・無																				
⑤ 地域に貢献する活動の実施	有・無																				
（平成27年度中に限り、平成28年度中において実施する見込み）																					

注1：②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。

注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、いずれかひとつについてのみ含めること。

注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者であって、経口維持加算を算定されているものを含む。

注4：自ら実施する者は除く。

注5：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設等の区分	1 訪問看護事業所（訪問看護ステーション） 2 訪問看護事業所（病院又は診療所）

[illegible]

定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
------	--	-------	----------------------

(1) 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応できる体制にあること。 連絡方法	有 ・ 無
(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けている。	有 ・ 無
(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けようとする計画を策定している。 実施予定年月日 年 月 日	有 ・ 無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

サービス提供責任者体制の減算に関する届出書

1 事業所名	
2 異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了

3 平成27年3月31日時点で、現に配置している介護職員初任者研修修了者のサービス提供責任者	氏名	氏名

4 当該訪問介護事業所以外の指定訪問介護事業所であって、当該訪問介護事業所に対して指定訪問介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定訪問介護事業所（いわゆる「サテライト事業所」）となること又はなること、計画されている。		有 . 無
移行予定年月日	年 月 日	
(実施予定年月日は平成30年3月31日までの間のいずれかの日)		

訪問リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 社会参加支援加算

① 終了者数の状況	① 評価対象期間の訪問リハビリテーション終了者数	人	⇒ 5%超	有・無
	② ①のうち、社会参加に資する取組を実施した者の数(注1)	人		
	③ ①に占める②の割合	%		
② 事業所の利用状況	① 評価対象期間の利用者延月数	月	⇒ 25%以上	有・無
	② 評価対象期間の新規利用者数	人		
	③ 評価対象期間の新規終了者数(注2)	人		
	④ $12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		

注1：社会参加に資する取組等の実施が3月以上継続する見込みであることが確認されたものに限

「社会参加に資する取組等」とは、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注2：入院、入所、死亡を含む。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

通所リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 社会参加支援加算

① 終了者数の状況	① 評価対象期間の通所リハビリテーション終了者数(注1)	人	→ 5%超	有・無
	② ①のうち、社会参加に資する取組等へ移行することとなった者の数(注2)	人		
	③ ①に占める②の割合	%		
② 事業所の利用状況	① 評価対象期間の利用者延月数	月	→ 25%以上	有・無
	② 評価対象期間の新規利用者数	人		
	③ 評価対象期間の新規終了者数(注3)	人		
	④ $12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		

注1：生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。

注2：社会参加に資する取組等の実施が3月以上継続する見込みであることが確認されたものに限

「社会参加に資する取組等」とは、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注3：入院、入所、死亡を含む。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

受付番号

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

平成 年 月 日

市町村長 殿

所在地
名 称 印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別	法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 都市				
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 —) 県 都市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 —) 県 都市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	管理者の氏名					
	管理者の住所	(郵便番号 —) 県 都市				
届出を行う事業所・施設の種類の	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
	訪問型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了		
介護保険事業所番号						
特記事項	変 更 前			変 更 後		
関係書類		別添のとおり				

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙20)

平成 年 月 日

市町村長 殿

事業所・施設名

介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について

1 割引率等

事業所番号

サービスの種類	割引率	適用条件
訪問型サービス（みなし）	%	
	%	
	%	
訪問型サービス（独自）	%	
	%	
	%	
訪問型サービス（独自／定率）	%	
	%	
	%	
訪問型サービス（独自／定額）	%	
	%	
	%	
通所型サービス（みなし）	%	
	%	
	%	
通所型サービス（独自）	%	
	%	
	%	
通所型サービス（独自／定率）	%	
	%	
	%	
通所型サービス（独自／定額）	%	
	%	
	%	

備考 「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙 2 1)

平成 年 月 日

サービス提供責任者体制の減算に関する届出書

1 事業所名	
2 異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了

3 平成27年3月31日時点で、現に配置している介護職員初任者研修修了者のサービス提供責任者	氏名	氏名

4 当該訪問型サービス事業所以外の事業所であって、当該事業所に対して訪問型サービスの提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される訪問型サービス事業所（いわゆる「サテライト事業所」）となること又はなることが計画されている。	有 . 無		
<table><tr><td>移行予定年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> (実施予定年月日は平成30年3月31日までの間のいずれかの日)	移行予定年月日	年 月 日	
移行予定年月日	年 月 日		

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(通所型サービス(独自))

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	⇒ ①に占める ②の割合が 40%以上	有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		

5 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	⇒ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

- (1) 共通事項
②サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係

4 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項（様式第二の三及び第七の三）

- (1) 共通事項
②サービス種類と介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式の対応関係

区 分	介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業	
	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式
居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与	様式第二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与	様式第二の二	訪問型サービス（みなし） 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自／定率） 訪問型サービス（独自／定額） 通所型サービス（みなし） 通所型サービス（独自） 通所型サービス（独自／定率） 通所型サービス（独自／定額） その他の生活支援サービス（配食／定率） その他の生活支援サービス（配食／定額） その他の生活支援サービス（見守り／定率） その他の生活支援サービス（見守り／定額） その他の生活支援サービス（その他／定率） その他の生活支援サービス（その他／定額）	様式第二の三
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 小規模多機能型居宅介護（短期利用） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）		介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）			
居宅サービス	短期入所生活介護 介護老人保健施設における短期入所療養介護 病院・診療所における短期入所療養介護	様式第三 様式第四 様式第五	介護予防短期入所生活介護 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護 病院・診療所における介護予防短期入所療養介護	様式第三の二 様式第四の二 様式第五の二		
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	様式第六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	様式第六の二		
居宅サービス	特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 特定施設入居者生活介護（短期利用）	様式第六の三 様式第六の七	介護予防特定施設入居者生活介護	様式第六の四		
地域密着型サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	様式第六の三 様式第六の七				
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	様式第六の五	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	様式第六の六		
居宅介護支援・介護予防支援	居宅介護支援	様式第七	介護予防支援	様式第七の二	介護予防ケアマネジメント	様式第七の三
施設サービス	介護福祉施設サービス					
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	様式第八				
施設サービス	介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	様式第九 様式第十				

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

(1) 共通事項

③介護給付費明細書様式ごとの要記載内容

4 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項（様式第二の三及び第七の三）

(1) 共通事項

③介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式ごとの要記載内容

様式	サービス提供年月	公費負担者・受給者番号	保険者番号	被保険者欄	請求事業者	居宅サービス計画	介護予防サービス計画	開始日・中止日等	入退所日（居）等 （短期入所（利用）等）	入退所（居）日等 （介護保険施設等分）	給付費明細欄	事業費明細欄	給付費明細欄 （住所地特例対象者）	事業費明細欄 （住所地特例対象者）	緊急時施設療養費	所定疾患施設療養費等	特定診療費	特別療養費	請求額集計欄 （限度額管理欄等を含む）	請求額集計欄	特定入所者介護（予防）サービス費等	社会福祉法人による軽減欄
様式第二	○	○	○	○	○	○		○			○		○						○			○
様式第二の二	○	○	○	○	○		○	○			○		○						○			○
様式第二の三	○	○	○	○	○		○	○				○		○					○			
様式第三	○	○	○	○	○	○			○		○								○		○	○
様式第三の二	○	○	○	○	○		○		○		○								○		○	○
様式第四	○	○	○	○	○	○			○		○				○			○	○		○	
様式第四の二	○	○	○	○	○		○		○		○				○			○	○		○	
様式第五	○	○	○	○	○	○			○		○						○		○		○	
様式第五の二	○	○	○	○	○		○		○		○						○		○		○	
様式第六	○	○	○	○	○					○	○									○		
様式第六の二	○	○	○	○	○					○	○									○		
様式第六の三	○	○	○	○	○					○	○								○			
様式第六の四	○	○	○	○	○					○	○								○			
様式第六の五	○	○	○	○	○	○			○		○								○			
様式第六の六	○	○	○	○	○		○		○		○								○			
様式第六の七	○	○	○	○	○	○			○		○								○			
様式第七	○	○	○	○	*1						○											
様式第七の二	○	○	○	○	*2						○											
様式第七の三	○	○	○	○	*2							○		○						○		
様式第八	○	○	○	○	○					○	○									○	○	○
様式第九	○	○	○	○	○					○	○					○		○		○	○	
様式第十	○	○	○	○	○					○	○						○			○	○	

*1は居宅介護支援事業者欄

*2は介護予防支援事業者欄
（地域包括支援センター）

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（2）項目別の記載要領

- ⑰ 請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第六の五及び第六の六の⑱、⑳以外の部分）

様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①計画単位数	居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者または被保険者が作成したサービス提供票の別表に記載された、当該月中に当該事業所から提供する当該サービス種類における区分支給限度基準内単位数を記載すること。	
②限度額管理対象単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象部分（緊急時治療管理を除く。）のサービス単位数を合計して記載すること。	
③限度額管理対象外単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象外（緊急時治療管理）のサービス単位数を合計して記載すること。	
④給付単位数	①計画単位数と②限度額管理対象単位数のいずれか低いほうの単位数に③限度額管理対象外単位数を加えた単位数を記載すること。	当該サービス種類の公費対象単位数の合計と④給付単位数（保険分）のいずれか低い方の単位数を記載すること。
⑤単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	
⑥給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
⑦請求額	④給付単位数（保険分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に⑥給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	④給付単位数（公費分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に⑥給付率（公費分）から⑥給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の④給付単位数が等しい時は、④給付単位数に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑦請求額（保険分）と⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑧利用者負担額	④給付単位数（保険分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑦請求額（保険分、公費分）と⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（2）項目別の記載要領

⑱ 請求額集計欄（様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑲、⑳以外の部分）

様式第六、第六の二及び様式第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①単位数合計	給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。	給付費明細欄の公費対象サービス単位数の合計を記載すること。
②単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	
③給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
④請求額	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に③給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	①単位数合計（公費分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に③給付率（公費分）から③給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の①単位数合計が等しい時は、①単位数合計に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、④請求額（保険分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、④請求額（保険分、公費分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（2）項目別の記載要領

⑨ 請求額集計欄（緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等、特別療養費）

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等及び特別療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（ ）内は様式第四及び第四の二における項目名。

項目	保険分特定治療・特別療養費	公費分特定治療・特別療養費
①点数・単位数合計 （④給付点数・単位数）	緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療の保険分点数合計（緊急時治療管理及び所定疾患施設療養費の単位数は除く。）又は特別療養費の保険分単位数合計を記載すること。 同月内に緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療と特別療養費の両方のサービスを提供した場合には、緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療の保険分点数合計（緊急時治療管理及び所定疾患施設療養費の単位数は除く。）に特別療養費の保険分単位数合計を加えた結果を記載すること。	緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療のうちの公費分点数又は特別療養費の公費分単位数合計を記載すること（緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等、特別療養途中で公費適用の異動がない限り保険分と同じ。）。 同月内に緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療と特別療養費の両方のサービスを提供した場合には、緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療の公費分点数合計（緊急時治療管理及び所定疾患施設療養費の単位数は除く。）に特別療養費の公費分単位数合計を加えた結果を記載すること。
②点数・単位数単価 （⑤点数・単位数単価）	10円/点・単位固定	10円/点・単位固定
③給付率 （⑥給付率）	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
④請求額 （⑦請求額）	①点数・単位数合計（保険分）に②点数・単位数単価を乗じた結果に③給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	①点数・単位数合計（公費分）に②点数・単位数単価を乗じた結果に、更に③給付率（公費分）から③給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の①点数・単位数合計が等しい時は、①点数・単位数合計に②点数・単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額 （⑧利用者負担額）	①点数・単位数合計（保険分）に②点数・単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分、公費分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、又は介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（2）項目別の記載要領

⑳ 請求額集計欄（特定診療費）

様式第五、第五の二及び様式第十の請求額集計欄における特定診療費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（ ）内は様式第五及び様式第五の二における項目名。

項目	保険分特定診療費	公費分特定診療費
①単位数合計 （④給付単位数）	特定診療費の保険分単位数の合計を記載すること。	特定診療費の公費分単位数の合計を記載すること。
②単位数単価 （⑤単位数単価）	10円/単位固定	10円/単位固定
③給付率 （⑥給付率）	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
④請求額 （⑦請求額）	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果に③給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	①単位数合計（公費分）に②単位数単価を乗じた結果に、更に③給付率（公費分）から③給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の①単位数合計が等しい時は、①単位数合計に②単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額 （⑧利用者負担額）	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分、公費分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）
 （2）項目別の記載要領

- ② 特定入所者介護（予防）サービス費等欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第八、第九及び第十）

様式第三から第五の二まで及び様式第八から第十までの特定入所者介護サービス費等の食事及び居住費の欄は、以下の方法により記載すること。

項目	記載内容	備考
①サービス内容	請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービス内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合は、食費、居住費（又は滞在費）と記載するだけでも差し支えないこと。	
②サービスコード	請求対象サービスに対応するサービスコード（6桁）を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。	
③費用単価（円）	特定入所者が当該月において利用した食費及び居住費（滞在費）につき、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室及び多床室の区分に対応する1日あたりの費用単価（平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額もしくは各施設における現に要した額の低い方の額）を記載すること。	
④負担限度額	「介護保険負担限度額認定証」又は「介護保険特定負担限度額認定証」に記載された食費及び居住費に係る負担限度額を記載する。	
⑤日数	③に対応する食事及び居住（滞在を含む。）の利用に係る日数（外泊日数を含む）を記載すること。	
⑥費用額（円）	「⑦保険分」に「⑨公費分」と「⑩利用者負担額」を加えた結果の金額を記載すること。	
⑦保険分	「③費用単価」から「④負担限度額」を控除した結果に「⑤日数」を乗じた結果の金額を記載すること。	生活保護の単独請求の場合は、当該項目は記載しない。
⑧公費日数	食費及び居住費の区分に対応して公費適用対象の日数を記載すること。	
⑨公費分	公費適用期間分の利用者負担額を記載する。	生活保護の単独請求の場合は、「③費用単価」に「⑧公費日数」を乗じた額となる。
⑩利用者負担額	当該月に利用者から現に徴収した額を記載する。	
⑪合計	「⑥費用額」、「⑨公費分」及び「⑩利用者負担額」についてそれぞれの行の合計金額を記載する。	
⑫公費分本人負担月額	生活保護で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。	
⑬保険分請求額	「⑦保険分」の合計額を記載すること。	
⑭公費分請求額	「⑨公費分」の合計額から「⑫公費分本人負担月額」を控除した結果の金額を記載すること。	

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）
（2）項目別の記載要領

② 社会福祉法人等による軽減欄（様式第二、第二の二、第三、第三の二及び第八）

様式第二から第三の二まで及び第八の社会福祉法人等による軽減欄は、以下の方法により記載すること。

項目	記載内容	備考
①軽減率	「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」に記載された減額割合を百分率で小数点第一位まで記載すること。	
②受領すべき利用者負担の総額（円）	請求額集計欄の該当サービス種類の利用者負担額を転記すること。	様式第三及び第八においては、特定入所者介護サービス費等欄の利用者負担額、様式第三の二においては、特定入所者介護予防サービス費欄の利用者負担額を含めないこと。
③軽減額（円）	「②受領すべき利用者負担の総額（円）」に「①軽減率」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）を記載すること。	
④軽減後利用者負担額（円）	「②受領すべき利用者負担の総額（円）」から「③軽減額（円）」を差し引いた額を記載すること。	
⑤備考	「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」に記載された確認番号を記載すること。	

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（2）項目別の記載要領

㊸ 請求額集計欄（様式第六の三、第六の四の請求額集計欄の部分）

様式第六の三及び第六の四の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①外部利用型給付上限単位数	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、要介護状態・要支援状態ごとに定められた外部サービス利用型にかかる限度単位数を記載すること。 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、記載不要であること。	
②外部利用型上限管理対象単位数	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、記載不要であること。	
③外部利用型外給付単位数	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、外部利用型以外の単位数の合計を記載すること。 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、記載不要であること。	
④給付単位数	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、①外部利用型給付上限単位数と②外部利用型上限管理対象単位数のいずれか低いほうの単位数に③外部利用型外給付単位数を加えた単位数を記載すること。 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。	給付費明細欄の公費対象サービス単位数の合計を記載すること。
⑤単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	
⑥給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
⑦請求額	③給付単位数（保険分）に④単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に⑤給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	③給付単位数（公費分）に④単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に⑤給付率（公費分）から⑤給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑦利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の③給付単位数が等しい時は、③給付単位数に④単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑥請求額（保険分）と⑦利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑧利用者負担額	③給付単位数（保険分）に④単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑥請求額（保険分、公費分）と⑦利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

6 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

① 社会福祉法人等による軽減欄（様式第二、第二の二、第三、第三の二及び第八）

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	一枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求欄で計算
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	一枚の介護給付費明細書で生活保護の請求額を公費請求欄で計算
保険と公費負担医療、生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	一枚目の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を行い、二枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算
保険と公費負担の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象なる場合。	一枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象なる場合	一枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、二枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算

6 公費の介護給付費明細書に関する事項

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単独	保険 ＋生保	生保単独	保険 ＋生保 ＋公費	保険 ＋公費	生保 ＋公費	備考
様式第二	○	○	○	○	○	○	
様式第二の二	○	○	○	○	○	○	
<u>様式第二の三</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
様式第三	○	○	○	○	○	○	
様式第三の二	○	○	○	○	○	○	
様式第四	○	○	○	○	○	○	
様式第四の二	○	○	○	○	○	○	
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第五の二	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○				
様式第六の二	○	○	○				
様式第六の三	○	○	○				
様式第六の四	○	○	○				
様式第六の五	○	○	○				
様式第六の六	○	○	○				
様式第六の七	○	○	○				
様式第七	○		○				
<u>様式第七の二</u>	<u>○</u>		<u>○</u>				
<u>様式第七の三</u>	<u>○</u>		<u>○</u>				
様式第八	○	○	○	○	○	○	
様式第九	○	○	○	○	○	○	
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護及び中国残留邦人等 公費：公費負担医療)

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、テクノエイド協会が付しているＴＡＩＳコード又はＪＡＮコードを有している商品についてはいずれかのコードを記載することとする。

また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えないこと。

- １ (公財)テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品について
 - (１) 既にテクノエイド協会が付している番号の内、企業コード（５桁）及び商品コード（６桁）を左詰で記載すること。その際に企業コードと商品コードの間は「－」でつなぐこととする。
 - (２) ２以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載すること。
- ２ ＪＡＮコードを取得している商品については、ＪＡＮコードを左詰で記載

いずれのコードも有していない商品に限り、次のとおりローマ字で記載を可能とする。

- (１) メーカー名と商品名を英字（ヘボン式で大文字）で記載し、その間は「－」でつなぐこととする。
- (２) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次頁に定める変換方法により英字（ヘボン式で大文字）で記載
 - (例) アメリカベッドメディカルサービス株式会社 → AMERIKABET
株式会社松本製作所 → MATSUMOTOS
- (３) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字（ヘボン式で大文字）で記載（ヘボン式については次表を参照のこと。）
 - (例) 自走式車いす ＡＡ－１２ → ＡＡ－１２

アルミ製標準車 → ARUMISEIH

(参考) ＪＡＮコードとは、「国コード」、「商品メーカーコード」、「商品アイテムコード」、「チェックデジット」からなる商品識別コードであること。このコードは、店舗等で商品に印刷されているバーコードの一つであること。

(別紙)

あ行	あ い う え お A I U E O	や行	や い ゆ え よ YA I YU E YO
か行	か き く け こ KA KI KU KE KO	ら行	ら り る れ ろ RA RI RU RE RO
	きゃ きゅ きょ KYA KYU KYO		りゃ りゅ りょ RYA RYU RYO
さ行	さ し す せ そ SA SHI SU SE SO	わ行	わ ゐ う ゑ を WA I U E O
	しゃ しゅ しょ SHA SHU SHO	ん	ん N(M)
た行	た ち つ て と TA CHI TSU TE TO	が行	が ぎ ぐ げ ご GA GI GU GE GO
	ちゃ ちゅ ちょ CHA CHU CHO		ぎゃ ぎゅ ぎょ GYA GYU GYO
な行	な に ぬ ね の NA NI NU NE NO	ざ行	ざ じ ず ぜ ぞ ZA JI ZU ZE ZO
	にゃ にゅ にょ NYA NYU NYO		じゃ じゅ じょ JA JU JO
は行	は ひ ふ へ ほ HA HI FU HE HO	だ行	だ ぢ づ で ど DA JI ZU DE DO
	ひゃ ひゅ ひょ HYA HYU HYO	ば行	ば び ぶ べ ぼ BA BI BU BE BO
ま行	ま み む め も MA MI MU ME MO		びゃ びゅ びょ BYA BYU BYO
	みゃ みゅ みょ MYA MYU MYO	ぱ行	ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ PA PI PU PE PO
			ぴゃ ぴゅ ぴょ PYA PYU PYO

- 1 撥音 ヘボン式ではB、M、Pの前にNの代わりにMをおく。
NAMBA 難波 (なんば) HOMMA 本間 (ほんま) SAMPEI 三瓶 (さんぺい)
- 2 促音 子音を重ねて示す。
HATTORI 服部 (はっとり) KIKKAWA 吉川 (きっかわ)
ただし、チ (CHI)、チャ (CHA)、チュ (CHU)、チョ (CHO) 音に限り、その前にTを加える。
HOTCHI 発地 (ほっち) HATCHO (はっちょう)

(別表1)

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
	サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（配食／定率）、その他の生活支援サービス（配食／定額）、その他の生活支援サービス（見守り／定率）、その他の生活支援サービス（見守り／定額）、その他の生活支援サービス（その他／定率）、その他の生活支援サービス（その他／定額）	「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 ST	
訪問介護	身体介護4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例 260	身体介護4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合	訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	看護・介護職員連携強化加算	介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に参加した日を記載。 単位を省略する。 例 15	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合)	

訪問看護、予防訪問看護	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導		算定回数に応じて訪問日等を記載すること(訪問日等が複数あるときは「,(半角カンマ)」で区切る)。 薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と記載すること。 単位を省略する。 例 6,20 (訪問指導を6日と20日に行った場合) 例 <u>サ6,サ20</u> (サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合)	
通所リハビリテーション	短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた日を記載すること。 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
	重度療養管理加算を算定する場合	摘要欄に利用者(要介護3、要介護4又は要介護5)の状態(イからリまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合	別記を参照 福祉用具貸与を開始した日付を記載すること単位を省略する。 例 6	
短期入所生活介護	医療連携強化加算を算定する場合	摘要欄に利用者の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ イ 喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施している状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 人口膀胱又は人口肛門の処理を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	重度療養管理加算を算定する場合（老健のみ）	摘要欄に利用者（要介護4又は要介護5）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	療養型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、療養型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅱ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)、ユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、診療所型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)又はユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)を算定する場合	下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例1 イ 例2 ハD イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態 ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。 ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C 筋萎縮性側索硬化症 D 脊髄小脳変性症 E 広範脊柱管狭窄症 F 後縦靱帯骨化症 G 黄色靱帯骨化症 H 悪性関節リウマチ ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、Ⅳ又はMに該当する者
------------------------------	---	--

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	退所前訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
介護保健施設サービス	入所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例 20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	
	地域連携診療計画情報提供加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機関を退院した日を記載すること。 例 20080501 （退院日が2008年5月1日の場合）	

介護療養施設サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切単位を省略する。 例 6,20	
	退院前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退院後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	療養型介護療養施設サービス費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)(ⅶ)、療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)(ⅴ)、ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅱ)(Ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)(ⅶ)を算定する場合	すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上6桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。ただし、平成27年度中においては、適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記載すること。 下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にDPC上6桁に続けてその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例1 050050,イ （傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該当する場合） 例2 110280,ハD （傷病名が慢性腎不全で、下記のハDに該当する場合） 例3 040120 （傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイからヌまでに該当しない場合） イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態 ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。	

	ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコーピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C 筋萎縮性側索硬化症 D 脊髄小脳変性症 E 広範脊柱管狭窄症 F 後縦靱帯骨化症 G 黄色靱帯骨化症 H 悪性関節リウマチ ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、Ⅳ又はMに該当する者	
--	---	--

介護療養施設サービス	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20090501 （死亡日が2009年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 100302 （通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例 150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として記載すること。）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例 0501 （指導実施日が5月1日の場合）	

看護小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	看護小規模多機能型居宅介護（加算を除く）	看護、通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 04010302 （訪問看護サービスを4日、通所サービスを1日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例 00150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として記載すること。）
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例 0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
	事業開始時支援加算を算定する場合	看護小規模多機能型居宅介護の事業を開始した日を記載すること。 例 20120401 （事業開始日が2012年4月1日の場合）	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
介護給付費の割引		割引の率を記載すること。 例 5	

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。
 例 ST/260/5（サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。）

別表2 保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費並びに介護老人保健施設の短期入所療養介護、介護老人保健施設の介護予防短期入所療養介護及び介護保健施設サービスにかかる特別療養費
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て
5	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）「特定医療」	特定の疾患のみ	54	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	同上	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある（※）	同上
9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知）「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、 被害者手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知）「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）

12	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費	介護保健施設サービス （介護予防サービスを含む）の全て （ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
13	特別対策（障害者施策） 「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、 <u>訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）</u>
14	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知） 「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護、 <u>訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）</u>	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	訪問介護、介護予防訪問介護、 <u>訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）</u>
15	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知） 「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 <u>看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）</u>	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 <u>看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）</u>
16	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号） 「介護支援給付」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象サービス	25	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象と同様
17	生活保護法の「介護扶助」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象と同様

※ ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。

(別表 3)

特定診療費識別一覧

名称	識別番号	摘要欄記載事項、算定条件その他														
感染対策指導管理	01	1 日につき算定														
褥瘡管理	34	1 日につき算定														
初期入院診療管理	05	入院中 1 回（又は 2 回）算定														
重度療養管理	35	摘要欄に患者の状態（イからへまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ <table><tr><th>患者の状態</th><th>記号</th></tr><tr><td>イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td><td>イ</td></tr><tr><td>ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td><td>ロ</td></tr><tr><td>ハ　中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態</td><td>ハ</td></tr><tr><td>ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td><td>ニ</td></tr><tr><td>ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td><td>ホ</td></tr><tr><td>へ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td><td>へ</td></tr></table> 1 日につき算定	患者の状態	記号	イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ	ハ　中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ	ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ	ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ	へ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	へ
患者の状態	記号															
イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ															
ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ															
ハ　中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ															
ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ															
ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ															
へ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	へ															
特定施設管理	02	1 日につき算定														
特定施設管理個室加算	03	同上														
特定施設管理 2 人部屋加算	04	同上														
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1 日につき算定														
薬剤管理指導	09	摘要欄に算定日を記載すること。 例　6 日、20 日　単位を省略することも可。 例　6、20 月 4 回を限度として算定														
特別薬剤管理指導加算	10	1 回につき算定														
医学情報提供（Ⅰ）	11	同上														
医学情報提供（Ⅱ）	12	同上														
理学療法（Ⅰ）	18	1 回（20分以上実施を条件とする）につき（1 日 3 回を限度）算定														
理学療法（Ⅱ）	19	同上														
理学療法リハビリ計画加算	20	月 1 回を限度（発症の月に限り）として算定														
理学療法日常動作訓練指導加算	22	月 1 回を限度として算定														
理学療法リハビリ体制強化加算	48	理学療法（Ⅰ）1 回につき算定														
作業療法	25	1 回（20分以上実施を条件とする）につき（1 日 3 回を限度）算定														
作業療法リハビリ計画加算	27	月 1 回を限度（発症の月に限り）として算定														
作業療法日常動作訓練指導加算	29	月 1 回を限度として算定														
作業療法リハビリ体制強化加算	49	作業療法 1 回につき算定														
言語聴覚療法	39	1 回（20分以上実施を条件とする）につき（1 日 3 回を限度）算定														
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法 1 回につき算定														
理学療法（Ⅰ）（減算）	42	利用を開始又は入院した日から起算して 4 月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月 10 回を超えた場合に、11 回目以降に算定														
理学療法（Ⅱ）（減算）	43	同上														
作業療法（減算）	45	同上														
言語聴覚療法（減算）	47	同上														
摂食機能療法	31	1 日につき（月 4 回を限度）算定														
短期集中リハビリ加算	52	摘要欄に当該施設に入院した日付を記載すること。 例　20060501 （入院日が 2006 年 5 月 1 日の場合） 理学療法、作業療法、言語聴覚両方又は摂食機能療法を行った場合、1 日につき算定														
精神科作業療法	32	1 日につき算定														
認知症老人入院精神療法	33	1 週間につき算定														
集団コミュニケーション療法	54	1 回につき算定（1 日 3 回を限度）														
認知症短期集中リハビリ加算	55	1 日につき算定（1 週に 3 日を限度）														

(別表4)

特別療養費識別一覧

名称	識別番号	摘要欄記載事項、算定条件その他																																										
感染対策指導管理	01	1日につき算定																																										
褥瘡管理	34	1日につき算定																																										
初期入所診療管理	05	入所中1回(又は2回)算定																																										
重度療養管理	35	摘要欄に利用者の状態(イからリまで)又は入所者の状態(イからハまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">短期入所療養介護の利用者の状態</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td><td>常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td><td>イ</td></tr> <tr> <td>ロ</td><td>呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td><td>ロ</td></tr> <tr> <td>ハ</td><td>中心静脈注射を実施している状態</td><td>ハ</td></tr> <tr> <td>ニ</td><td>人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td><td>ニ</td></tr> <tr> <td>ホ</td><td>重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td><td>ホ</td></tr> <tr> <td>ヘ</td><td>膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td><td>ヘ</td></tr> <tr> <td>ト</td><td>経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</td><td>ト</td></tr> <tr> <td>チ</td><td>褥瘡に対する治療を実施している状態</td><td>チ</td></tr> <tr> <td>リ</td><td>気管切開が行われている状態</td><td>リ</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">入所者の状態</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td><td>常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td><td>イ</td></tr> <tr> <td>ロ</td><td>人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td><td>ロ</td></tr> <tr> <td>ハ</td><td>膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td><td>ハ</td></tr> </tbody> </table> 1日につき算定	短期入所療養介護の利用者の状態		記号	イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ	呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ	ハ	中心静脈注射を実施している状態	ハ	ニ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ	ホ	重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ	ヘ	膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ヘ	ト	経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態	ト	チ	褥瘡に対する治療を実施している状態	チ	リ	気管切開が行われている状態	リ	入所者の状態		記号	イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ロ	ハ	膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ハ
短期入所療養介護の利用者の状態		記号																																										
イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ																																										
ロ	呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ																																										
ハ	中心静脈注射を実施している状態	ハ																																										
ニ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ																																										
ホ	重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ																																										
ヘ	膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ヘ																																										
ト	経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態	ト																																										
チ	褥瘡に対する治療を実施している状態	チ																																										
リ	気管切開が行われている状態	リ																																										
入所者の状態		記号																																										
イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ																																										
ロ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ロ																																										
ハ	膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ハ																																										
特定施設管理	02	1日につき算定																																										
特定施設管理個室加算	03	同上																																										
特定施設管理2人部屋加算	04	同上																																										
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定																																										
薬剤管理指導	09	摘要欄に算定日を記載すること。 例 6日、20日 単位を省略することも可。 例 6、20 月4回を限度として算定																																										
特別薬剤管理指導加算	10	1回につき算定																																										
医学情報提供	11	同上																																										
リハビリテーション指導管理	53	1日につき算定																																										
言語聴覚療法	39	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定																																										
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法1回につき算定																																										
言語聴覚療法(減算)	47	利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、言語聴覚療法が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定																																										
摂食機能療法	31	1日につき(月4回を限度)算定																																										
精神科作業療法	32	1日につき算定																																										
認知症老人入所精神療法	33	1週間につき算定																																										